

第10回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年12月19日(月)

午後1時～午後6時

場 所 長野県庁西庁舎301会議室

事務局

お待たせいたしました。

それでは、ただ今から第10回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開催させていただきます。私は、地球環境課の竹松と申します。本日の会議は、牧内委員がご欠席ということで、黒沼委員、橋爪委員は電車の関係で20分ほど遅れますというご連絡がありましたのでよろしくお願いたします。

お手元の次第の方にも書いてございますように、添付資料といたしまして資料1から4、それと参考資料といたしまして1から4に記載のものと差し替えということで、資料3の差し替え分がA3で、資料4の差し替えということでA4判で1枚ずつ、その部分を配布してございますので、よろしくお願いたします。

それでは委員長さん申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

高木委員長

ずっとやってきたのが、いよいよ最終回になりました。今日はいよいよ最後の決定をしていかなければならないスケジュールです。当初は、今日はほんとは簡単に終わるのかなと思ったんですが、やっぱり基準をつくって出してみると、ちょっと考えた方がいいようなところが出てきたりしています。

また要綱に関しても最終的に言葉の調整も含めてやっていく必要があると思います。思ったより検討事項が多くなってしまっていますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは早速ですけれども、会議事項に入らせていただきます。「(1)最終報告について」と書いてあるんですが、まず添付資料の1、2、3、4という4つの資料に沿ってご説明をいただいて、話に入っていきたいと思いますので事務局からお願いいたします。

事務局

(資料1・2により説明：37番)

高木委員長

どうもありがとうございます。

この場合、県の建築管理課の方からも補足の説明がございますでしょうか。

建築管理課

お世話になっております。建築管理課の建築指導幹の山浦です。大変、地震の構造設計に今、多忙になっておりまして、最初にご審議をいただきますことを、お許し願いたいと思います。

ただ今事務局の方からもご説明がございましたけれど、現在私どもの部分で省エネ法の対象という形で、届出の状況を対応しているところでございます。補完的に、ちょっとご説明をさせていただきます部分が、表の真ん中の部分のところに、建築確認機関別内訳という、この機関別という部分を委員さん方にご説明をさせていただきたいと思います。

建築基準法6条という部分で、確認申請が必要なわけになっておりまして、従前私ども県の行っているもの、それから特定行政庁という形で長野市さん、

松本市さん、上田市さんという部分で対応しているところでございますが、建築基準法の法律が11年のときに変わりました、指定確認検査機関という部分で、民間でできるようになりました。

これが今、地震の構造の部分でいろいろ問題になっている機関ということでございます。こちらの部分は確認申請だけが対応する部分なんです、確認が終わったことを私ども県とか、最寄りの長野市の方に、報告だけは来るんですが、実態はつかめないという点になっている次第でございます。

それから省エネの問題で、金額とか時間という部分でございますが、届出の状況で今、本日持ってまいりましたもの、基本的に5階建てぐらいの病院でも、このぐらいの部分を届出の分で審査をしていくところでございます。各項目によりまして、審査をしてまいりますので、多大な時間がかかっていくのは現状でございます。

それから建築確認と合わせてというようなご説明がございましたけれど、個別法になりますので、基本的には建築確認という部分が、この大きさの部分ですと21日の間に審査をしなければいけないという部分のところがございますので、合わせてという状況ではありますけれど、若干省エネの方が後追いに現実にはなっているというところでございます。

ちょっとご説明をさせていただきました、この資料2の2の(3)の部分でございますが、白抜きの部分が先ほどの省エネの部分で、チェックをする部分というところになっております。足だしの方法につきましては、2つ塗りつぶしてありますが、右側の方の条例によりまして上乗せという部分のところは、省エネ法の2,000㎡の部分はそのまま右の部分でも対応可だと思いますけれども、その下の、まったく2,000㎡から1,000㎡のところにつきましては、省エネ法の今のチェック項目も、全部入ってくるという部分になってしまいますので、その辺が事務局から今、負担が多くなるという部分のところのご説明であり、金額的にも非常にその部分が20万円から30万円もかかってしまうという部分でございます。

簡単にご説明を加えさせていただきました。よろしく願い申し上げます。

高木委員長

はい。どうもありがとうございます。

今のご説明をお聞きになって、何かご質問等ございますでしょうか。

川妻委員

ちょっと質問だけ。今のご説明で、建築確認の機関別内訳のところ、民間の方の機関だと報告は受けるけど実態はつかめないという、これはどういうことでしょうか。

建築管理課

私どもの審査をしている部分は、全部書類とか一切みんな来るんですが、指定確認検査機関のものは、そこで処理をしますと、処理が終わりましてというペーパー3枚ほどしか、実際には来ませんので、設計の内容ですとか、いろいろな部分のところがつかめない状況になっております。

岡本委員

岡本です。今の点について、せっかく今条例を定めているわけですから、長野県独自の条例でペーパー3枚じゃなくて、県が把握できるようにしなさいというようなことを、条例に書き込むということは可能ですか。

建築管理課

ただ今申し上げましたように、2の(2)のところ委員さん方からご質問

をいただいているところですが、1,000㎡から2,000㎡という部分で3市、長野、松本、上田市というのも現在のところは2,000㎡以上という形の部分で、省エネ法の届出ができるんですけども、これは組織的な内容もちょっと変えなければ、3市の部分もちょっと委譲をすとか、何かをしないとちょっと難しいかなと。

それから下の民間という部分に、今ご指摘の部分のございました方が、これは指定確認検査機関の部分では、業務としては今ちょっとできない、法律行為の中ではできないことだというふうに理解しています。

高木委員長

お分かりいただいたでしょうか。最近、とにかくにぎわせている話と、ほとんど同じようなところの話なんですけど、もう一度確認しますが2の(2)の表がついていて、建築確認機関別内訳というので、「 」がついているのは、書類が出てきたときに、その項目について必要なチェックをして指導ができるところに「 」が付いている。

はい。

建築管理課

基本的には個別法になりますので、齟齬がないかどうかという部分を後追いの部分なんですけど、確認申請上はそこまではちょっと今はできない状況でございまして、省エネ法の部分に基づいて出てきた際には、そちらの確認との整合については図面の部分とか照合したりしてできますけれども、確認申請時はあくまでも一定の限られた話での審査項目になりますので、そこまではちょっと私どもではできかねるという部分でございまして。

従って省エネ法として出てきた場合、それは対応をしましてまいります。それができる部分は、県の段階でいうと今、長野、松本、上田市という特定行政庁で確認をしている物件についてはできますという表になっております。

高木委員長

いずれにしても、たとえ省エネ法にのっとった部分でも、民間に出てしまえば県にはどういふことで省エネ法の、例えば断熱の工事はどういふふうにして行われたのかということ、一切来ないシステムになっているということでもよろしいわけですね。

建築管理課

現在は、そういう形になっております。

高木委員長

現在はというのは、変わることが決まっている。

建築管理課

県の条例として、地球温暖化条例という部分をご検討いただいているところだと思いますので、その状況が一応採択されたという状況の部分では、今の「×」の部分でできる状況という部分を考えていかないと、ちょっと対応はできかねますけれど、あくまでも条例制定という話になれば、そのところは今後フォローアップしていくという部分にはなるんだと思っております。

高木委員長

お分かりいただけたでしょうか。何か皆さん、よくお分かりになっているのかな。

岡本委員

いいですか。

さっき質問したのは、要するに今の状態では非常にはなはだ心もとないの

で、今回条例をつくるに当たって、そのところがもう少し把握できるように、条例で工夫をするということを、今からしてはいかがでしょうかという話なんですけどね。

事務局

今の部分につきましては、いわゆる指定審査機関あるいは3市と十分な詰めを行わないと、行わないで条例に載せるということは全体にできませんので、もう実効性が上がらないという話になりますから、事務局として今そこまで踏み込んで協議をしているところではありませんけれども、従ってその協議をするのも、これから4カ月間の中でやるのか、あるいは指針等決める中で、その方向性に向かって協議をしていくのかという選択になるかと思いますが、事務局とすれば後者の方をとりあえず選択をしたいという中身でご提案を申したいというふうに。

岡本委員

1,000㎡と予定をしたのが、捕捉率の関係で2,000㎡ではどうかということで、それは私はただ紙に書いておけばいいというようなことが、今までもなかったわけではなくて、実際それを取るに、どういうふうにして使えるかということの方が重要なわけですから、2,000㎡にするのがいいと思うんですけど、その中でさらにこうした不備がある部分というのをさらに捕捉率を高めると、確実に温暖化対策というのが、これは要するにCO₂を減らすという目的からすれば、捕捉率が高まらなければ話の前提のテーブルにつかないわけですので、そのところは少し時間はかかってもしきちんとやるというのが、逆に長野県独自の条例というふうな項目になってくるのかなというふうに思いますがいかがですかね。

高木委員長

はい。

諏訪委員

確実な方法というの、確かに必要だなというふうに思います。ひとつ、懸念として考えるのは、省エネ法の対象となっているものは捕捉率が高いということなんですが、私もちょっと勉強をしてくればよかったんですが、省エネ法というのが今後例えば2,000㎡から1,000㎡あるいはそれ以外の数字に拡大されていく傾向があるのであれば、その見込みがあるのであれば、取りあえず2,000㎡でいっても現実的な面で意味があるのかなと思うんですが、省エネ法が動かない限り温暖化防止条例も動かないということだと、たとえ現在の2,000㎡という数字でいったとしても、将来いつまでたっても2,000㎡のままでくっついてしまうという、そういうことがあるのかなということが、ちょっと懸念だと思うんです。

省エネ法の関する議論が、最近どうなっているのか、もしご承知の方がいらっしゃいましたら、お教えいただけないかなと思いました。

事務局

承知していることだけ申し上げますが、現在の省エネ法につきましては、住宅2,000㎡以上の非住宅、住宅に入っておりません。それで18年4月から、改正省エネ法で2,000㎡以上の住宅が含まれることになっております。これはマンションとかということになるかと思いますが、それでその後の、それが1,000㎡とか500㎡になるかということにつきましては、ちょっと情報を得ておりません。

それで私ども事務局の方向性なんですけど、この条例を4月1日にスタートを

させまして、当面2,000㎡でお願いをし、なおかつこの 部分の「×」の部分については、なるべく捕捉をするような形で関係者と協議を進めていくという中で、18年末あるいは19年当初には、これが100%捕捉できるような形になれば最良だと思っております。

それをなおかつ進める中で、この条例の定着あるいは県民の皆さんへの浸透度等を見ながら、関係機関とさらに協議を進め、それを1,000㎡に上げるべく協議をしていくというふうな考え方でありますので、省エネ法が変わらなくても、長野県独自に1,000㎡に引き上げるということは、そういう努力をしていかなければならないというふうには思っております。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

だいぶ今の立場のご説明に関しては、皆さん納得されたと思います。

私が、どうしてもよく分からないのは、現行の省エネ法がでございますよね。要するに住宅は入っていません。それで2,000㎡以上に関しては、やはり断熱の向上だとか、空調や換気に関することの計画を出しているはずだと思うんですが、それが民間の機関にいったときに、民間機関は現行の省エネ法に関わる部分というもののチェックを、ただ「通りましたよ」というのを県や市に出すだけということでもいいわけですね。

建築管理課

省エネ法ではなくて、確認申請について確認になりましたということで、指定確認検査機関の国から許されている事務は、建築基準法による確認申請の分野しかできないんですよ。そういうことで、ご説明をさせていただいたところなんですが。

高木委員長

ということは、その省エネ法に関わる部分というのはどこがしているんですか。

建築管理課

そうですね。現在のところは、民間の部分のところについては、一応省エネ法の届出という形の部分のところは、私ども2,000㎡を超えてくると県のほうに出していただく。あるいは長野、松本、上田というふうに出していただく範疇になります。

従って、その2つに集約されるということだと思います。

高木委員長

県あるいは3市の建築指導課の中で、確認申請の期間内に省エネ法のチェックをされているんですか。それとも確認申請はもうどんどん出してしまっていて、その後でチェックをするんですか。

建築管理課

委員長さんのご指摘の後段の部分で、確認申請の方が基本的に一番忙しい部署になりますから、その後先ほど並行してといいますか、確認時と一緒に出てくればいいですけど、若干少しタイミング的に遅れた感じで出てきて対応しているというのが、私どもの です。

高木委員長

省エネ法で、ある一定の基準があると思うんですが、その基準に最終的な書類が、省エネ法に要するに適合していないことが分かったときはどうなるんですか。

建築管理課 制度そのものが、省エネ法は届出になっていますので、一応具合の悪い部分がありますと、その点は補正をしていただくような形で、途中お願いをして支障のない形にさせていただいているということです。

高木委員長 それは、県と3市の建築指導課で対応されているんですね。

建築管理課 現在は、そういうことです。

高木委員長 そうですよ。

川妻委員 だけど、「終わりました」というペーパー3枚だけじゃ。

高木委員長 違う。その間上がっていくんですよ。民間の場合も、省エネ法に関する部分の書類は上がってくるんですよ。県と3市に。

川妻委員 上がってくるんだ。じゃあ、分かるじゃない。

高木委員長 だから、「×」の意味がすごく分かりにくくて、「×」ではなくてたぶん「」が正しいマークで、「×」というところを一切チェックはしないみたいに見えてしまうので、そうではなくてこれは事後にチェックする。確認申請時にきちんとチェックはできないかもしれないけど、事後にはチェックをするという意味だと思います。それでよろしいですね。

岡本委員 現実的には、確認申請が出たら工事に着工しちゃうから、その後少し遅れていろいろ出てきても、付けたやつを外してこの木に換えるとかということは、現実的にはあまりないと。

高木委員長 でも電気設備なんかだったら、比較的躯体工事が終わって最後の方だから対応が取れるかもしれない。
ただ断熱なんかで、非常に大きな問題があったりすると、それは対応できなくなるケースもありますけれど、それほどのことはないということですよね。

建築管理課 建築確認申請で添付する範囲というのは限られておりますものですから、省エネの部分イコールラッピングしてくるという部分が少ないというのも現実だと思うんですよ。設備関係のものにつきましては、防災上とか避難上の部分は、条件付き情報としてつけなければいけない話になっているんですが、省エネの観点から付けてくるという部分のところはほとんどないものですから、そこはご理解いただける範囲のところだと思います。
それで21日間という審査が、どうしてもあるということでございます。

諏訪委員 すみません。今、「ほとんどない」とおっしゃったのは、何がほとんどないんでしょうか。

建築管理課 建築確認申請の添付書類という部分が、ちょっとご説明させていただきますと、配置図とか平面図とか、今、問題になっている構造関係の図面とか、それから避難上、防火上の部分で必要な 証明とか、そういう部分だけを表示

して確認をするというふうになっておりますので、そこに暖房器具がどういうふうについているとかという図面とかは、基本的にはないわけですね。

諏訪委員

そうすると建築確認申請時には、そういう図面もありませんから、省エネに関するチェックというのはほとんど行われたい。その後事後で、何らかの書類が省エネ関係で上がって。

高木委員長

現行の法律に適合するものですね。

諏訪委員

はい。上がってくるんですか。来て、それを県庁なり市が現実問題としてチェックされている資料というのは、どれくらいあるんでしょうか。

建築管理課

基本的に2,000㎡を超えているものという部分では、省エネ法の対象ですので、そこは私どももマークをして見るということです。今日お持ちしましたのも、私の区分でこの5月に建築確認をしました規模のもので、これはこちらの方にもなされている状況で、あと10の現地機関がございますけれども、そちらの方に2,000㎡を超える部分が出ているというふうに。

ちょっとそこまで、全部確認までしておりませんけれども、一応2,000㎡という部分の枠はありますので、省エネ法の届出を出してくださいということは申し上げております。

諏訪委員

すみません。その省エネ法による届出というものが、どれくらい実効性のあるものなのか、そこでのチェックというのが。つまり私たちが期待して、こうだろうなと思っているのは、省エネ法の関係で空調、換気、照明、給湯に関わって、いい設備が導入されているということ、県がぎりぎり確認をなさっていらっしゃるだろうなという、勝手なイメージを持っているんですが、実際のところ出てくる書類というものは、割とかなり一般的なものであって、とりあえず書類が出ていれば、つまり代用というのではなくて、書類が出ていれば、もう省エネ法はオーケーだよということで、現実問題審査が終了しているということなのかなというふうに、今イメージがしたんですけれどもいかがでしょうか。

建築管理課

そんなことはございません。私ども、2,000㎡の部分については、私ども行政マンですからフォローアップしておりますし、中の届出の部分でも、一通り全部各項目の部分で今委員さん方のところがございます、空調、換気、照明、給湯、昇降機という部分で、チェック項目等がありますので、それで全部チェックをさせていただいております。

岡本委員

ちょっと、よろしいでしょうか。

そうすると具体的に、これは新しく工事に入る前の書類提出というふうな中身になるわけですから、実際には時間的な少しのずれがあることは致し方ないとしても、建築確認の書類と省エネ法の書類が、両方そろって、それでなければ工事に着工できないという仕組みになっていなければ、省エネ法は機能しているというふうな言い方ができないような印象を受けるんですが、現在は両者がそろわないと工事に着工できませんという仕組みにはなっていないということでしょうかね。

建築管理課

現体制は、一応建築基準法での確認は関係する法という部分と、あと県の条例という部分が整合していなければいけないというふうになっていますから、基本的には関係する法という部分で省エネ法までは言っていないんですが、ただ今回の皆さん方の条例で必要だというふうになれば、確認申請を出されたときに「省エネ法のご提出はいかがですか」という形で、お問い合わせしてみることになるとか。

上條委員

よろしいでしょうか。

すみません。省エネ法対象の2,000㎡以上の省エネ法部分で、県、3市に提出される建築確認の部分は「 」になってはいるんですが、今、お聞きしたところによると設備図面は建築確認の添付書類じゃないものもかなりある実情でしょう。

私は住宅の建築確認しか見たことがないので、そういう特殊建築物については見たことがないので分からないんですが、そういうものがなければ分からないんじゃないかと思うし、大きな建物になると設備だけで60%くらいお金を使うんだと思うんですよ。大きな建物はね。かなり建築費の中で、設備というのは重視されると思うんです。

そういうものについて図面が出てこないのに、判定できるのかというのは、民間の場合と同じくらいあいまいではないかなと今、思われました。

例えば特に県の場合は、そういう図面を別に出さないよというようなことを、条例規則あるいは指導でやると。少なくとも、そういうことだけで捕捉率を高めるといってか確実にするといことがなければ、みんな網の目をくぐり抜けていってしまうのではないかと。

それで結局ざる法だというふうに言われて、おしまいになってしまうのではないかと今思われたわけですが、今のような説明で行政マンだから大丈夫だと言われても、制度がどうなっているのかというのが、今非常に問われている時期ですからね。ですからちょっと、一生懸命やる人だけに信頼できないというか、きちんとした制度をつくらなければいけないんじゃないかと思いました。

高木委員長

皆さん、勘違いをなさらないでくださいね。私は多少建築の人間で、お答えになっていることは多少分かっているつもりなんですけど、お答えは建築確認に関する書類という話と、省エネ法に関する話と、もしこの県の条例をつくったときの対応という、3つの段階の話があって、その3つの話の段階をお話しになっていて、例えば省エネ法に関する書類が出てこないとおっしゃったのは、そうではなくて、確認申請に関わる部分の中では、ほとんど設備に関する書類は必要ないよとおっしゃっただけです。

それで省エネ法に関する部分で、2,000㎡を超える病院とかあった場合には、当然その中では省エネ法に関する書類は出てくる。空調は何なのとか換気は何なのというのは出てくる。だからそこはチェックするよとおっしゃっているんです。

それでいいですよ。

建築管理課

はい。

高木委員長

だから、要するにもし長野県の条例の中で、同様に例えば再生可能エネルギー

ーがどうのこうのっていうようなこと、もし入れたときには、そこもチェックはしていただけると。建築指導課の方で、チェックをしていただけるということでよろしいんですね。

建築管理課

どちらの方のチェックにするか、また地球環境課さんの方と協議をすることになるかと思います。

高木委員長

はい。どちらかで、必ず責任を持ってチェックをします。

ただし、もし1,000㎡以上に対して、その枠をやらうとすると、要するに今の段階の省エネ法部分の、2の(3)の白く囲った省エネ法による届出の部分という、この部分の項目抜きの建物を対象に、その横の条例による独自項目の項目だけが入ってくるというので整合性はいかなものかというようなことでおっしゃっているわけですね。

我々としても、2,000㎡以上だと年間100棟ぐらいの建物しか建っていないわけですから、もし1,000㎡にすればプラス160網にかかってくるという意味では、当然1,000㎡の方が望ましい形ではあるので、要するに100棟の建物で民生業務部門あるいは民生家庭部門のエネルギー使用量を下げようというのは不可能ですね。当然不可能ですね。

県全体でいうと、何棟ぐらい、一戸建て住宅を含めると何棟ぐらいの確認申請が出るんですか。

建築管理課

現在、16年度ぐらいで、特定行政庁の部分、それから指定確認検査機関も含めて、15,000件から16,000件ぐらい。多かったときは、3万件に近いで、だんだん傾向は減ってきておりまして、そのぐらいの状況です。

また規模につきましても、今、委員長さんからありますけれども、規模の縮小化が進んできている状況ではあります。

高木委員長

はい。ということで、当然100棟だろうと260棟だろうと大差はないよと言われれば、それはある程度そうなんです、その枠を広げていくことによって、われわれは施主さんに対して省エネをもっと考えなければいけないんだなというイメージを広げていただきたいとか、設計事務所等にも、もっと真剣にこの項目を立ち向かう必要があるんだなということを考えていただきたいから、なるべく広げたいわけですね。

だけど事務局の案としては、当面は2,000㎡以上でということをおっしゃっていて、最初私が前回の会議のときに「1,000㎡でも500㎡でもいいんじゃない」という話をしていただけなのは、こう言ったら失礼ですが、大変お忙しい状況の中できちんとしたチェックを事前にやっていただけたとは思えなかったもので、とにかく事後でも何でもいから、見は見ていただいて、それに対して不必要だから指導等なくても、とにかくきちんと計画を出していただく範囲を広げていくことによって、それ自身が省エネ効果を生むのではないかとということでお話をした1,000㎡になったわけです。

もし、きちんとチェックをしていただけたらというのならば、たとえ事後でもきちっとチェックをしていただけたらということになれば、もっとちゃんとしたものが出てくるはずなので、それならば私自身も当面2,000㎡というのはしょうがないのかなというふうに思っております。状況として。

はい、どうぞ。

川妻委員

この温暖化対策全体を、私たちも見ながら、考えなければいけないので、そういう点からすると、この建築の問題も環境性能が大きな建物から徐々に向上して広がっていくということは非常に望ましいことで、ヒートアイランドを防止する意味でも大事なことは大事なんですけど、ここで2,000㎡か1,000㎡か、あるいは省エネ法との関係で、実態がかなりこの議論の中で分かってきた点もありますけれど、これ以上ちょっと議論をしていると果てしなく進みそうなので、ここは私の意見としては事務局修正案でスタートすると。それをさらに広げるように、我々も推進していくというか、監視していくというか、そういうことで実効性を重視して、一步踏み出すというところで判断してよいのではないかとこのように思いますので、その進行というか、それをお願いいたします。

高木委員長

はい。よろしいでしょうか。はい。

宮本委員

不勉強で申し訳ありませんけれど、2,000㎡といたら具体的にどの建物が対象で、1,000㎡だったら、どれが除かれるかちょっと教えていただければ。イメージが、半分になります。

高木委員長

それはたぶん、指導課の方が一番よくご存じではないかと思います。

宮本委員

半分になりますので。

高木委員長

例えば住宅、マンションとかで、具体的な建物じゃなくてもいいんですが、大体このぐらいの大きさの建物が2,000㎡で、このぐらいの建物が1,000㎡ぐらいだよというのはざっと。

建築管理課

座ったままで失礼いたします。皆さん方の方に、県庁ですとかご自宅の部分で、間口方向、奥行き方向というのが大体想像がつくかと思いますが、この県庁自体20mの50mという部分でいきますと、掛けますと1,000㎡。もう1階で、1,000㎡ございます。

高木委員長

県庁の、どの建物ですか。

建築管理課

県庁の、この建物という相当の部分です。

高木委員長

この西庁舎ということですか。

建築管理課

いや、本館の部分で。

高木委員長

本館の方ですね。

建築管理課

ちょっと今、正確にはあれですが、一応そのぐらいの規模になりますと1階で1,000㎡ありますから、2階建てぐらいの部分でも2,000㎡を超えると。それからいわゆる今問題になっているマンションとか共同住宅ぐらいですと、それよりも寸法的には小さいのですが、5階建てというようになりますと、約2,000㎡にいくようなものもあるのかなというふうに感じております。

高木委員長 だから、ちょっと大きいマンションは引っ掛かる。確実に引っ掛かります。ちょっと大きい工場も引っ掛かる。コンビニは引っ掛からないけど、ちょっと大手のスーパーだと大体引っ掛かるくらいでよろしいでしょうか。

建築管理課 今、スーパーも規模が大きくなってきていますので、大体該当になってくるのが多いかと思います。大規模小売店舗法の部分で、一般面積が1,500㎡とかという部分が第2種だった時代がありますけれども、それもいろいろ並べる部分じゃなくて、裏も入れますと大体2,000㎡ぐらいになるかと思います。

高木委員長 よろしいですか。

岡本委員 さっき川妻さんが言っていたあれと、事務局に先ほど説明していただいた方向で私はいいのかなというふうに。つまり捕捉できないものを書いても仕方がないというふうな意味で、取りあえずそこからスタートというのは同調いたします。

でもその中で、せっかくここで問題点が見つかったわけですから、スタート時点はあれとしても、例えば1年間ぐらいの間でいろいろなやりとりをしながら、つまり建築確認の書類と省エネ法の書類と、それから県独自の項目と、この3点セットがそろわないと工事に着工できないというふうな形に、将来なるべく早い時点でできるように努力をするというようなことを付帯事項としてスタートするというふうにしたらいかがというふうに思います。

高木委員長 たぶんそれは、国の法律を変えないとなかなかできないかもしれませんが、ですから簡単にはいかないと思いますが、おっしゃるとおりではあると思います。

川妻委員 省エネ法というのは、それほど弱いものなんだ。省エネ法を理解していないと、着工できないというほどの権限を持っていないんだ。

建築管理課 現在の部分は届出ですので、やはりグレードの部分では一格下がっているというふうに理解した方がいいのかなというふうに思っています。

建築確認も一応、建築士への確認事項という面もございますので、建築基準法という部分に合致しているかどうかという部分を、一定の期間内で処理していくという部分です。

ただ私どもも景観条例ですとか、いろいろな独自の条例の部分を建築基準法とリンクさせて、対応している部分がございますので、何でも別格だというふうには必ずしもしていない部分ではありますので申し添えます。

高木委員長 今思い出したのは、確かに景観の方だと「そぐわないよ」というような形で、ある程度建てる方と相談をしながら進めることができるので、たぶんちゃんとチェックをしていただければ、県の条例にそぐわないよという形で、「だからダメ」というのは言えないけど、だから「そぐわないから、ここはもう少しこうの方がいいんじゃないんですか」という相談はしていただけたということだと思います。

どうでしょうか。長くても1時間までというお話だったので、この辺でこ

の話はオーケー。

岡本委員

あと一点だけ、ごめんなさい。

小諸市でこの度、学校に太陽光発電を10kWずつ付けました。それで毎月別の、学校の電気使用量というのを、それぞれの学校から出していただいて、ざっとですが見ましたら、冬場の電気使用量は、夏場の3倍ぐらいになっているんですね。

これは子供たちがこたつにあたるわけがないので、水道凍結防止帯によるものだということが、大体予想がついています。それで、一番最初るときから水道凍結防止帯というのは長野独自のものなのですが、これを使わないように指導していくことが、かなり簡単なことでCO₂を具体的に電気量を下げるといふ効果があるというふうにならんでいますので、条例による独自項目の中で、少しはっきりこのことも書けるといいなというふう思うわけですが、またご検討いただければと思います。

高木委員長

よろしいでしょうか。さっきも言いましたが、この資料はウェブ上でオープンされていくんですね。としたらこの「×」は、やっぱりやめられた方が。そして「」と「」の意味を書かないと、「×」だとチェックしないというふうに皆さん取られてしまうので。こんなこと、民間へいったら何もチェックしないのかという話になってしまうので、それはいくら何でもあり得ないこと。

たぶん最初に、わたし自身も誤解したし、ここにいらっしゃるメンバーの方も、かなりの人が誤解を受けて話が長くなってしまったのは、そのマークの仕方にもよったのではないかと思っております。

よろしいでしょうか。じゃあ、建築物に関してはこの事務局修正案ということで進めさせて。

はい、どうぞ。

川妻委員

いわゆる、その独自項目。何と何を入れるかということ。

高木委員長

はい。(3)の条例による独自項目のところで、何を入れるか。再生可能エネルギーと屋上緑化と県産材の利用、ここまではいいのかな。屋上緑化だけではなく、クールルーフというの。クールルーフもここに。

黒沼委員

クールルーフって何ですか。

高木委員長

要するに、屋根材の反射率を上げることによって、下に熱を。夏場。長野県の場合、なかなか屋上緑化というのが、まだまだ進んでいないから、それよりも簡単な。簡単に言うと、塗料を塗ってしまうだけなので。

何ですか、はい。

黒沼委員

私は、この間提案したんですけど、敷地内に緑化というんですか。それを提案したいと思っておりますが、京都府のところに特別な第4節に、緑化の推進による建築物の緑化として、特別にどういう建築物の建主に緑地するかという、特別に出ているようですが、大変難しいかと思うんですが、それをちょっと、新たな項目なんですけど提案したいと思っております。

高木委員長 項目というのは、たぶん全部をクリアしないとダメだよという話ではなくて、項目のうちこういったことについて検討していただいて載せてくださいということだと思っんで、項目そのものが多い方が選択肢が広がりやすいということだろうとは思いますが。あまり意味のないものを載せてもしょうがないわけですが。

川妻委員 地上、屋上の緑化とかという。

黒沼委員 そう。屋上緑化は難しいと思う。
ごめんなさい。検討していただければと思います。

高木委員長 項目に関しては、断熱化というのは当然省エネ法にある断熱よりも、更なる断熱化というイメージですよ。たぶんね。断熱化、気密の話をしなくてもいいのかな。
これってどうなんですか。実際にはこの基準の中で、今決めなければいけない項目ですか。

事務局 どういうものを掲げるかだけ。

高木委員長 具体的に、数値とかはいいわけですから。

事務局 数値は挙げられないと思いますので。

高木委員長 挙げられないんですよ。だから、こういう項目について、計画書の中にこういうことについて検討しなさいという、その文言に入るとのことですよ。だから、やっぱり選択肢が多いほうがいいということです。
はい。

岡本委員 要するに出していただきながら、そういうことに対して対応できる窓口を設けていくというふうなことが、やっぱり必要なんじゃないかと思うんです。
断熱化とって、ぱっちり断熱をしちゃって、換気扇を回すというみたいな、今おかしなことになっているわけですが、ふすまのようにしてあると換気扇はいらないとかいうふうに、総合的にいろいろな対策があるので、こういうところで項目を掲げることによって、熱心な方たちは「じゃあ、長野県ではどういうふうにしたら効果が上がるんでしょうね。」という問い合わせに対して、ご相談ができるような対応を考えるということが重要なのかなと。
その中で先ほどの、省エネルギー法の下から2番目のところに、給湯設備の適切な配管計画の策定等と書いてあるんだけど、これの長野県バージョンとして水道凍結に関するエネルギー不使用というふうなことを入れておいて、「じゃあ、その技術はどうするんですか」と。この辺について、反対する人は誰もいないと思うんで、ものすごくエネルギーを使っているということは、後になって分かるんですよ。家を作ってしまったから、こんなはずじゃなかったということが分かるので、事前にご相談をしていただければ、こういう方法があります。こういう技術があります。こういうふうにしたらどうでしょうかというようなことを、対応できる窓口をつくっていくというふうなことがいい

のかなというふうに思います。

高木委員長

はい。どうでしょうか。

今の岡本委員のお話というのは、まさにそれは今後重要な話でして、ただ項目として挙げて、そこに挙がっているもののうちの一つを、何かやれば良いという話ではなくて、長野県でどういうふうな建物を建てていけば、省エネが進むのかというのは、最終的にはこの条例で出てくる計画を、いかにフィードバックしていいものを作っていくかということに、たぶん関わってくるので、それはぜひやっていただきたいと思います。

そういう研究会みたいなものをつくってやっていかなければいけないとか、ちょっと長期的な視野が必要になるのではないかなとは思いますが。それはそれとして、緑化というのは屋上緑化だけではなくて敷地内も含めようとか、私が言ったクールルーフ等も独自項目に入れていただいて、断熱化というのは、さらなる断熱化と。断熱、気密化の方がいいかもしれないし、でも今度断熱気密という、非常に難しい部分があって、どうも裏表があるので、なかなか難しいんですが、言葉で入れれば良いという話とは全然違う話なんで、ちょっと難しいと言えば難しいんですが。

たぶんそれは、建築の部署の方はお分かりになる話なので、そこで対応していただくしかないかなと。単に言葉として入れない方が。ただ断熱化というふうに書いているだけの方が、むしろ分かりにくくていいのかもしれない。

はい。

橋爪委員

いずれにしろ、非常に大切なのである程度項目を入れるということだと思うんですが、今の時点で我々が分かっていることと、今後分かることとあると思うんで、先ほど岡本委員が言ったと同じような話なんですけど、例えば一般住宅を建てるときには、「こういうふうなところがポイントですよ」というようなことが、分かるような情報がどこかが持っている。

例えば温暖化推進員は分かるようになっているとか、そうすると環境保全協会の県の温暖化防止推進センターへ行くと、このホームページに載っていると、これはだんだんバージョンアップしていけばいいので、ここではあんまり時間を費やすことはないのではないかなと思うんですけどね。

高木委員長

はい。おっしゃるとおりだと思います。じゃあ、そんなようなところでよろしいでしょうか。あまり独自項目ということ、その言葉、文言にはそんなにこだわっていないということ。むしろその後の体制を、どうやって作っていただくの方が重要だよという話だと思いますが。よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

建築管理課

どうも失礼いたします。

高木委員長

元に戻ります。思ったより時間がかかってしまいましたけど、資料1の37のところを検討したわけですが、資料1にもう一度戻っていただいてご説明をいただきながら検討をしていくというふうに戻りたいと思います。

事務局

(資料1により説明：15番)

高木委員長 いかがでしょうか。お話の内容はお分かりいただいたでしょうか。要するに、小さいところがぐちぐちとあるとダメになる。フランチャイズチェーンが落ちるかもしれないということですね。

事務局 いや、そうじゃなくて。

黒沼委員 双方でやるんじゃないですか。

事務局 24時間イコールフランチャイズとは・・・。

高木委員長 要するに、1,500kℓ以上の事業所が一つもないと落ちるということをお願いしたいというのが、今の事務局のご提案です。

橋爪委員 いずれにしろ、捕捉が難しいんですね。

事務局 いずれにしても、すべて捕捉というところに端を発していますので、なんと申しますか省エネ法の一つなり二種なりの指定工場なり、指定事業所になっていけば、どこが対象になるかと、そこで確認することができます。

 対象になったところに、例えばその事業所が5つなり6つの事業所をほかにも県内に持っているということが分かれば、それを全部足して出してくださいよということはお願ひできますけれども、もともと1,500kℓ以下のところ、そこにただ行って「お宅、どのくらいですか」と全部確認をしないとイケないという事態が出てきますので、そこまでできないかと。

 そういうことで当面、京都方式というのは、もともと全然把握ができない部分です。それで京都府も実は資料にもございますけれども、先週の金曜日に京都府議会が最終日でございます、その京都府の条例は可決をされたそうでございます。

 それで私はインターネットなどで見たんですが、まず規則の部分というのは発表がされておりましたので、どういうふうに捕捉をするのかというのが分からないわけですけど、電話で聞く限りは、非常に困っているそうです。さて、どうやって把握したらよろしいかと。

 ただ京都という町は、それなりに京都議定書ができたところでありまして、そういうものを背景にて出していただけるだろうというような、非常に大きな要素を占めているんじゃないかというふうに私なりに思っていますけれども。

橋爪委員 結論から言うと、仕方がないかなというふうに思います。ですけれども、基本的にいわゆる1,500kℓ以上の事業者は、負担というか、そういうところだけというふうになると、だいぶ様子が違ってきますので、事業者全員、かなり把握できるようにしなきゃいけないということだと思います。

 だけど今言ったような状況もよく理解できますので、スタートに当たってはもう事務局案でいって、京都がどのようにやるのか見ながら、我々も捕捉ができないとやはり何のためにいろいろやっているのか分かりませんので、これは致し方がないという形で、あとで何かやり方があったら、この2年間ぐらい、18年、19年に次の段階へ進むんだという前提の下で、スタートに当たってはこういう事務局案でいったらいいと思います。

高木委員長 いかがでしょうか。それではよろしいでしょうか。
私もちょっと残念ではあるんですが、現実問題としては、ある程度やむを得ないのかなという部分ではあります。
はい、では事務局の案を承認したということで、15番を終えさせていただきます。では、続いてお願いします。

事務局 (資料1により説明：19番)

高木委員長 ということで、ここに関しては特に変更は事務局案としては特にないということで、基準の根拠の部分で少し、何で夜間営業あるいは24時間についてこんなことをするのかということに対してのお答えを、ここで明らかにしておこうという意味です。
もしこの基準の根拠、検討会の考え方について、皆様のご意見で「もうちょっとこういうふうにした方がいい」というのがあれば、今ここで言うだけならばと思います。よろしいですか。
はい、ではこれも承認いただいたということで、次に進ませていただきます。

事務局 (資料1により説明：28番)

高木委員長 はい。前回出た細かい規定を、ここで書こうということです。ここから外れてしまう駐車場に関しては、この前の15番とか19番のところ、もし引っ掛かってくる事業者であれば、そのときに「アイドリングストップの掲示もぜひお願いします」というような形でお話できると。
だから我々の身の回りですと、駅での客待ちのタクシーとか、スーパーで奥さんが買い物をしている間に旦那が車の中で待っているパターンとか、コンビニの駐車場とか、そういうようなところで、よくアイドリングをしっ放しの車を見るわけですが、大規模小売店舗で引っ掛かってきて、ある程度、駅前の駐車場。タクシーの場合は、引っ掛かっているか。

事務局 引っ掛かってこないですね。この中には入っていません。

高木委員長 それは別の。

事務局 別にタクシー業界へお話をする。

高木委員長 そうですよ。それをお願いしないと、いつもあそこは割と目立っちゃう。

事務局 それからコンビニの駐車場は、24時間営業のところ、引っ掛かってくるので。

高木委員長 そうですよ。

事務局 あるいは引っ掛からなくても、業界の方で協力してくる形で。

高木委員長 そうですよ。

川妻委員 ちょっと質問なんですが、高速道路のサービスエリア。これはでかいバス、その他トラック。その他のやつは、かなりやりっ放し。これを何とか。いつも気になっているんですよ。お客さんの関係で、そう簡単には止められないで、休憩中に全部止めるというのは難しいかもしれないのだけれど、協力を呼び掛けるというのも、対象にはした方がよいのではと思います。

高木委員長 駐車場自体は、高速のPA、SAは入ってこないですよ、これは。

川妻委員 入ってないんだよね。

諏訪委員 入ってないですね。

高木委員長 大規模小売店舗じゃないでしょ、これ。そうだったら、あと入るところはないでしょ。

事務局 逆の考え方といたしますか、バスですとかは業界を通じてはいいですけど、今、川妻委員さんがおっしゃっているのは、日本道路公団なりのところに話をすることになるのかなという気はします。
そういう意味では、国が行う計画の一つになるかもしれません。

川妻委員 国の方に、どんどん要請した方がいいですよ、やってくれって。

高木委員長 長野県で道路公団等に要請をして、それで「じゃあ、長野県内はそういうふうにしましょう」と言ってくれば、それでよしだし、もしそれがダメだったら、それは環境省にぜひ、長野県ではこういうふうにいるんだけど、なかなか協力してくれないんだけど、環境省の方からも要請をお願いできないかという依頼をすること自体は、依頼は別にどう考えても問題ないと思いますので。
よく気がつきましたね。すっかり忘れていた。あとはよろしいですか。
はい。では、どうもありがとうございます。続きまして30番。

事務局 (資料1により説明：30番)

高木委員長 自動車店協会からの環境情報の作成主体とかは、ここで今話さなくてもいいわけですよ。
はい、ありがとうございます。じゃあ、これは特に問題がないということで、31番をお願いいたします。

事務局 (資料1により説明：31番)

高木委員長 いかがでしょうか。200台、200台、350台だと、確か2社が引っ掛かる程度だと。だからそれではということで、京都(府)と同じ台数にということとを前は検討したわけですが、なかなか現実問題としては難しいという状況を受けて、当面200台、200台、350台という基準で、省エネ法の基準でいきたいということですよ。

事務局 1年ずつこうやって変わっていくと、どなたが対象になったか本人が混乱してしまうものですから、やっぱり定着を図れば2年とか、そういうステップごとにやっていきたいという趣旨です。

高木委員長 たぶんこれを100台、100台、150台にしようという話のときにも、非常に経営的に厳しい業界に対して、単に規制をかけるのが目的ではなくて、これを契機により省エネの運転を、協会全体としてどうやって考えていくのかのテーブルに座ってほしいと。もちろん、公共交通のところも、まったく同じですよ。そのままだと、自分たちだけではなかなか省エネに関していろいろなことできない。だから県と一緒にテーブルに座るような場を設けていきましょうという話をしたわけですが、ここの部分も同じように、どうやったら運送事業者全体として省エネができるのかということについて、協議する場を作ってほしいというのが、我々の一番の狙いだとは思いますが、ぜひそのことをお考えいただくとして、この事務局案でいきたいということですがよろしいでしょうか。

はい、ではこれもそれでいいということで。35番ですか。

事務局 (資料1により説明：41番)

高木委員長 中部電力は、「10億kWh以上の電力を」という言葉はなくてもいいんじゃないかと。

はい、この辺どうぞ。

橋爪委員 これ、RPS法でいくと、これは10電力業者だけでしたっけかね。

諏訪委員 いえ、違いますよ。

橋爪委員 何かというと、RPS法で定められてもっと広がっているのに、我々が10億kWhにしてしまうと、最後が狭めちゃうと言っていると、ちょっとまずいなと思って。RPS法で定められている範囲が、もっと広がっているのだったら、やはり先程来いろいろの中で出ているんですが、国の基準のベースでちゃんとしっかりやるというのが、まずあると思います。

高木委員長 はい。

諏訪委員 RPS法は、丸暗記はしていないので、ちょっと事務局さん方と一緒に確認したいんですが、確かRPS(法)では年間10億kWhという閾値はありませんでしたよね。

事務局 はい。

諏訪委員 はい。

一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者というのは、これは対象になっていたかなと思うんです。特定の部分は、ちょっと私も記憶が定かではないんですが、特定電気事業者PPSは入っていると思います。特定規模

電気事業者も入っていますよね。年間10億kWhというのは確かになかったかなというふうに思っているの、今おっしゃった橋爪委員の意見は検討事項にあたるかなと思います。

高木委員長 事務局で、そのところはお分かりになりますか。

事務局 今の一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者、トータルで38事業者ございますけれども、これはすべて対象になっております。それで何kWhというような数値については、特に規定はありません。以上です。

高木委員長 電気を販売している、供給している事業者全部ということ。

事務局 そうですね。それでその販売業の一定割合について、新エネルギーを導入するというふうになっています。その一定割合というのが、どうも業者によってそれぞれ違う、販売量によって違うみたいです。

諏訪委員 販売量に対しての何%ということで、2005年度の全体量が39億kWhだったと思います。

高木委員長 そうすると、要するに国の法律でそれを定めているのだったら、別に10億kWhにこだわる必要はないというのは、そのとおりかもしれないですね。

橋爪委員 国の法律で定めているので、実は諏訪の方で諏訪何とか供給業者がやっていて、ほかから買うというふうになっているのに、我々が外すというのが何か変な話で、国の基準の方が広くて我々が狭ければというふうになってしまうので、ちょっとその点の意図が何かあればだけれど、その辺10億kWhっていうのは我々がいいと思って検討したわけじゃないので、ぜひそんな形で考えたほうがいいと思います。

高木委員長 ということは、今の皆さんのお考えだと、中部電力の意見の方を採用すればいいのではないかというご意見のようですが、これでいいですね。一般・・・。

橋爪委員 そうですね。これを削ると、国と同じようになるわけですね。

高木委員長 要するに県内に電気を供給している事業者のうち、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者を対象者にするでいいんですよね。いいですね。

川妻委員 そうということになるね。

高木委員長 いいですよ。さっきのが目立ったらそれでいいですよ。国の基準よりも、甘い基準をつくっても意味がないわけですから。

川妻委員 近い将来、この程度の規模のものはつくるだろうというので、想定して入れたんですものね。だから今の話じゃないんでね。

事務局 そうするとやり方とすれば、捕捉、捕捉とさっきから言っていますので、捕捉の部分を申し上げますと、38事業者に対してすべて照会をかけて、県内に電気を供給しているかどうかの確認をまず取るということになるかと思っています。

今、分かっているだけでも、中電さんはいいいんですが、諏訪エネルギーサービス(株)という会社があります。これは特定のところに電気を供給しているところですが、それとあと丸紅が県内に。

川妻委員 県庁は。

事務局 県庁も買っていたりします。

従って、どこがどこから買ってくるかというのが分からないというのがありますので、この38事業者に際しては特定されていますので確認をするということになるかと思えます。

橋爪委員 はい。

高木委員長 その数が1万とかになってくるとえらいことだけど、38が50ぐらいの間でいっている分には、そんなたいしたことはないということですね。

じゃあ、最終報告としては中部電力の意見を採用という形にします。

続いて資料2に関わる・・・。

事務局 資料2は終わりました。

川妻委員 ちょっと1行。

高木委員長 何ですか。

川妻委員 ちょっと付け加え的に、一点だけありますけれども。

先ほどやりました19番、24時間営業のところ、基準の19番、検討会の考え方というので、ここに文言がエネルギー過剰消費を防ぎうんぬんと書いてありますよね。この前に、長野県環境基本条例の理念に沿ってというふうな文言を入れて、この根拠たるものは長野県環境基本条例にあるものだということで、これをぜひ入れた方がいいと思うんです。

長野県の環境基本条例は、東京や大阪、福岡などの都市部、あるいはその周辺のところとは違う、長野県の特的な自然条件や社会条件、いろいろ書いてあるんですよね。それに沿って事業や生活をすべきだという、この温暖化条例もよくお分かりのように、上位条例としてあるので、これを棚上げしないで、こういう場に積極的に使って、この条例の理念に沿った、かつここに書いてあるような文言のようなことを言うという形で、われわれの根拠にした方が、より適切なんじゃないかというふうに思いますので、ぜひよろしく願いします。

高木委員長 今の川妻さんのご意見に対して、反対はないですね。

はい、ではそのように修正をお願いいたします。

資料3は、結構時間がかかりますか。

事務局 この中で、再生可能エネルギーについてご協議をいただきます。

高木委員長 はい。

事務局 あとは、確認といえますか、ここがこうだという説明だけをさせていただきます。

高木委員長 確認ですよ。どうでしょうか。ということは、ここでのメインは、再生可能エネルギーとは何だという議論になります。諏訪さんがいらっしやらなかったの、前回宿題にしたことですが、一度お休みしますか。

川妻委員 はい、休憩。

高木委員長 はい、では10分くらいお休みして、50分になったら再開するというごをお願いします。

(休憩)

高木委員長 それでは、再開させていただきます。
資料3は、基本的には最終報告の形になっているわけで、説明していただきながらということをお願いします。

事務局 (資料3により説明)

高木委員長 それでは、順番に沿って進めていきたいと思えます。
何回も出てくるところなので、ここでの検討の一番大きいのは、たぶん再生可能エネルギーについての話が一番大きいかと思えます。それ以外にもいくつかの検討事項は今、示していただいたわけですが、あちこちに再生可能エネルギーの範囲については第10回検討会で検討しますというのがあるわけですが、どこを見ながらやるのが一番いいんだろうか。
「再生可能エネルギーというものは何」という話です、要するに、簡単に言うと。もちろん再生可能エネルギーとして、太陽、それから風力は問題ない。水力に関しては何水力なのかというので意見が少し出てきている。小水力、マイクロ水力、ただの水力というようないろんなものがあるわけですが、その話があります。あとは、いわゆる新エネルギーに関わる部分での、要するに廃棄物発電みたいなものはどうするんだというようなことが一応意見としてはかなり出てきているわけですが、どういうふうに。
だから、当然太陽光発電はそうではないということはある得ないわけですから、そんなことで議論したってしょうがないので、水力をどうするのということ、それから、いわゆる新エネルギーに関わる部分をどうするかということと、ここで話しいただければ、あとは事務局にお任せしてもいいのかなという気がします、それでいいですよ。

黒沼委員 はい。

川妻委員 あと、クレジットの部分。

高木委員長 クレジットの部分ね、はい。その3点。
水力に関しての話は、3ページの意見番号の2番のところに出ていた話ですよ。マイクロ水力と書いてあるのを水力に修正してくれという意見です。

岡本委員 これに関しては、ちょっと数字を覚えていませんけど、マイクロ水力あるいは小水力という言葉に規模の定義が確かあったと思います。それで、大きな水力発電に関しては、むしろ長野県は脱ダム宣言をしたような県ですから問題ありというふうに、これは国際的にもしているところで、単なる水力というのはあり得ない話で、マイクロ水力では小さすぎるということで、マイクロ水力及び小水力という言葉でいいかと思います。

諏訪委員 中小水力という言い方もあるのかなと。すみません、大規模を抜かして。それこそR P S法の方では中小水力と言っている規模がどれくらいだったかは確認しなきゃいけないんですけども、そこは認めるという言い方をしていますので、そこと別に整合性を取らなきゃいけないということはないんですけども、中小水力という言い方は、最近をよく聞く言葉ですので、どうかなと思います。

岡本委員 中小水力という言葉の中にはマイクロというのは入っていないわけですね。

諏訪委員 マイクロというのは入っていますかね。

岡本委員 小に入っている。

諏訪委員 はい。マイクロだと、小のさらに小さいものだと思うんですね。ですから、それより少し規模は拡大した形になります。

川妻委員 大まかに中というのは、どのぐらいの。

事務局 ワット数で分けてありまして、一番小さいのから申し上げます。100kW以下がマイクロ水力、100kWから1,000kWがミニ水力、それから、1,000kWから1万kWが小水力、1万kWから10万kWが中水力、10万kW以上が大水力という区分けになっています。

上條委員 中水力が問題になりそうな気がするんですけど、大も問題なのかな。どういう設備をつくるんでしょうか。イメージとしては、どんなような。ダムですか。堰堤のようなものですか。

事務局 長野県内は中小までしかありません、水力発電は。大はないです。中小だけです。

諏訪委員 そうなんですか。じゃ、全部中なんですね、失礼しました。そうすると、中は非常に問題ですね。

事務局 R P S法だと 1,000kW 以下の水路式の発電が R P S法上の対象になっていますので、ミニ以下でないとならない。ただ再生可能と考えるのをどこで線を引きかは、委員の先生方の考え方ですけども、いろんな考え方がございますので。

岡本委員 今回の4区分でいったら、マイクロとミニ水力まででいいのではないかと僕は思います。1,000kW の水力発電というのは相当大きいですよ。今、県内でちょっと注目を浴びている星野温泉あたりで 200kW とか 300kW とか。

高木委員長 200kW って、相当大きいのが回っていますよね。

岡本委員 水力発電の場合、大体 500W規模、この間小諸につけたのが最大 500Wなんだけども、500Wというのが 24 時間回ると、大体家庭の 1 軒分ぐらいの電気が賄える規模になるわけですね。だから 1 kW だと 2 軒分、10kW だと 20 軒、100kW で 2,000 軒分。

高木委員長 2,000 軒分賄えるのがマイクロなのね。

岡本委員 そうです。

高木委員長 ミニの範囲だと。

岡本委員 ごめん、ごめん、200 軒ですね。

高木委員長 200 軒がマイクロですか。ミニが 2,000 軒。2,000 軒といたら、小さな村 1 個全部賄っちゃうような話ですよ。ミニって言うんだ、それを。

岡本委員 だから、そうなってくると、当然この間小諸に置いたような、川の中にただポチャンと沈めるなんてことじゃなくて、せき止めて、バイパスで全量水を取って、そこで水車を回してという形になるから、いずれにしても大規模な土木工事が発生するというふうに考えた方がいいですよ。そうすると、水力の発電は、要するにそれそのものでは CO_2 が発生しないけども、土木工事を出ているじゃないかというようなことも非常にプラスマイナスが難しくなってくるので、マイクロ、ミニ水力あたりぐらいまででいいんじゃないでしょうかね。

橋爪委員 括弧して、規模を記載したらいいんじゃないかな。

諏訪委員 そうですね。

橋爪委員 ちょっといいですか。再生可能エネルギーというのは R P S法で定められているんですけどか。用語を、新たにそうすると、同じ言葉を使って中身が使うことと違うことはやるべきでないと思うんです。

諏訪委員 もちろん R P S法の方で対象エネルギー、文言で再生可能エネルギーでどこまで定義したかはちょっと条文を確認していただきたいんですけども、ただ

問題は、R P S法と、先ほども私は整合性を取る必要性はないとちょっと申し上げたんですけれども、R P S法でやっているからといって長野県に適切かどうかというのは、そこは分けて考えなければならない部分なんです。

例えば、R P S法では廃棄物発電というものの、そのものは認めていないんですけれども、廃棄物発電と混ざったバイオマス分というのは、バイオマス比率を掛けた分ということで認めていますけれども、その分お値段が安くなっていますから、特に太陽光、それから風力、中小水力といったものと競争した場合に、ものすごい大規模な形で勝ってしまっているということは、本来は次善の策として入ってきた廃棄物、バイオマスであるんだけれども、それが太陽だとか風力というものを圧迫していいんだろうかという話がありますから、国の法律では廃棄物、バイオマス発電というものを認めているけれども、そこにはもう一つ枠をかませて、再生可能エネルギーの中の再生可能エネルギーというようなところに、新しい再生可能エネルギーといったところにターゲットを絞って、長野県としては次第にそっちに誘導していくということは、公共政策上非常に重要だと思います。

高木委員長

さっきご説明いただいたマイクロとかミニとかというのは、R P S法上での定義でいいんですか。

事務局

R P S法上は1,000kW以下の水力発電を対象とするというもので、水力発電のランク別は、またちょっと後ほどお願いします、分類ということで。確かエネルギー（資源エネルギー庁）のところに分類が分かれていたと思います。

橋爪委員

私は、再生可能エネルギーという形で、むしろ新エネにしる、今国でR P S法に従って、先ほど言った38事業者がどういうふうになんかクリアするかという形で、行動計画でそれぞれ動いているわけですね。従って、電力事業者なり、そういうエネルギー事業者が方向を変えるときには、かなりの私は年月が必要だと思うんです。

ここで長野県が新しい新再生エネルギーという形で何か言葉を変えなきゃいけないと思います、いずれにしるやるとしたら。というものを出すときには、年月をかなりかけないと、今その事業者が国の法律に従ってこれを守っていきこうという形で行動をしていると。それに対して違う方向を出すというのは、考え方としては分かりますけれども、年月がかなり要する話だと思っています。

従って、これ、1年、2年の話じゃないと思います。設置だとか、いろいろそういうものを考えていくと。従って、非常に難しい話だと思っています。再生可能エネルギーにしても、また、先ほど諏訪さんが廃棄物についての発電についても、いい悪いは、これは皆さん、国で議論をしてきて決まっている話を長野県として方向を変えるんだったら、やっぱりあるタイムラグが絶対必要だと思います。

諏訪委員

自然エネルギーに関しましては、長期的な視野が必要であるということも非常に重要なポイントだと思います。ただし、今おっしゃいましたけれども、現状、自然エネルギー開発、新エネルギー開発、R P S法の履行がどのような現状で行われているかということ、例えば、太陽光設備、水力設備、そういったものがありますが、水力発電に関しましては、1950年代、非常に水力が華々しかった頃の設備をそのままといいますか、義務履行に、義務量に充てるという

ような、そういうことが行われています。太陽光、風力に関しましても、2003年施行のRPS法ではありますけれども、それ以前に設置されたものを電力会社ですとか、それ以外の電気事業者が義務履行に充てるんだというようなことを代理申請したことで義務に充てるという、そういうことになっていまして、現状、新エネルギー、自然エネルギーを自身で開発なさっているというよりは追認しているという部分が非常に多くなっています。

それが一番てきめん表れているのが太陽光発電です。これに関しましては余剰光発電購入メニューというのが1992年から開発されたわけですがけれども、その設置制度に基づいて住宅での太陽光発電というのが一応飛躍的には伸びました。現在22万軒ほどの家庭において太陽光発電が設置されています。ただし、それは余剰光発電購入メニューという制度によって余った電気は買ってくれますという、そういう制度があったから買ってもらっている。それはそれでいいです。電力会社の方も頑張ってくれていると思います。

問題はRPS法との整合性です。確かに電力会社としましては、23円という価格をもって電力を買っているから、それを義務履行に充てておかしいということはないんですけど、現状何が行われているかということ、そういう一般家庭ですか、それから太陽光を設置をした人たちに、2003年以前に設置した部分を含めたものが、余剰電力購入メニューなどによって電力が買っている部分が、太陽光に関する義務履行分の90%前後を占めているわけです。

ということは、新しく改革して何か立てているというよりは、昔あったものを追認して取りあえず2005年の段階までは来ていて、2006年に対する貯金量というのを20億kWh前後ということで義務履行量、日本全国40億kWhの半分が来年分の貯金として回せるぐらいになっているんですね。それ自体が悪いということではないんですけども、現状行われている部分だと追認が多いんです。新しく設置をするということを今度はできるだけ促進していかなければならない。

1つの方法は目標量、国の目標量を高めに設定するとか、そういったことは新エネルギー部会で、今まさに議論しているところなんですけれども、プラスやはり問題となるのは、電気事業者に対して何らかのシグナルを与えてあげて、追認じゃなくて新しいものをつくってもらいたいし、それから、つくるに当たってはできるだけ価格的に割の合わない、けれども望ましいものをとすることは、これはやっぱりシグナルとして与えて、どうせと言うと何ですけど、今後やる話なので、あげていかなきゃならまいと。かえって、それを今やらないと、廃棄物発電というものが悪いんじゃないですけど、次善の策ですから、最善の策に持っていくためには、今動かなければならないという、そういう現状があるんじゃないかなというふうに認識しております。

高木委員長

はい。

橋爪委員

よく分かります。言っていることは分かるんですけども、条例化して規則化していくときに非常に難しいところはそこだと思うんです。私は、今諏訪さんが言ったようなことはこの前から話をしているんですけども、研究開発、長野県の中で方向性を示すときに大きい電力会社、先ほど38業者についての枠というのは、全体の中でその方向で動いているので、新たに我々が基準を決めた場合には、これをクリアできるか、できないかという議論になってきちゃうわけですし、また、国の段階でRPS法を決めたときもいろいろのことがあっ

ただけれども、値としてどうだとかいろいろあると思うんですけども、いろいろのことがあって最終的に、いい悪いは別にしてR P S法がまずはこの段階で私は決まっていると思います。

従って、それがおかしいというのだったら、ここの議論じゃないと思います。それは、国で行った議論を県の条例で変えるとなったら、電力業者が長野県だけに供給している業者だったらまだ考えられるかもしれないけれども、先ほど 38 業者うんぬんという話が出たわけなんですけども、そうした場合には非常に難しいと思っていますので、これについては我々もそうなんだと思うんですけども、その方向については、確かにそういう方向かもしれないと思うんですけども、条例で基準というか、規定して捕捉したという形でやっていく場合には非常にギャップができちゃうというふうに思います。

高木委員長

ちょっと整理したいんですが、今、この条例の中のというか、要綱の中で、今のお話というのは資料の4の14ページですか、「県内にエネルギーを供給している者のうち、規則で定める者は、規則で定めるところにより再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出しなければならない」というこの項目で、具体的にはどういうことが書かれているかということ、供給量に対する再生可能エネルギー由来のエネルギー供給量の割合の拡大に関わる基本方針、措置、自主数値目標を書けという話ですよ。

R P S法の場合には、何%をそれにしなければいけないというルールになっているわけですよ。それに対して、この県で今、我々が定めようとしているのは何%にしろということは一切なくて、再生可能エネルギーをどういうふうに自分の会社は今後考えていくのかということと、現状どれだけそれが入っているのかを明らかにしてほしいと言っているに過ぎないわけです。

だから、要するにR P S法よりも厳しい数値を、ないしは厳しい内容を中電さんなら中電さんに求めている部分があるとしたら、要するに再生可能エネルギーの定義が厳しいだけで、数値そのものは厳しいものではないんですよ。

橋爪委員

内容的にR P S法で求められている内容は、新エネルギーを求めているわけですよ。再生可能エネルギーは求めていないですよ。再生可能エネルギーより新エネの方が、いわゆるギャップ、範囲が狭いわけですよ。

諏訪委員

いえ、そんなことはありません。逆です。新エネの方が広いです。

橋爪委員

再生可能だと水力が入っているでしょう。

岡本委員

入っていますよ。

橋爪委員

1.35%という基準で、水力が入っていて1.35%なんですか。

岡本委員

ちょっと橋爪さん、この今条例の検討をしている一つの流れにさかのぼっていただきたいと思うんです。県民計画があり、その前に長野モデルがあって、長野モデルを書くときに、再生可能エネルギーという言葉をも十分に議論して、吟味した言葉なんですよ。これは、つまり新エネルギーではないということをも明確にするために再生可能エネルギーということを一貫して使ってきたんですよ。一貫して。これは長野県の、つまり新しい持続可能な社会をつくるた

めの一番重要な部分として、新エネルギーではなくて再生可能エネルギーですよということを一貫して言ってきたんです。

今言っているのは、RPS法というのは、言えば、国の中でそういうものを義務付けるといふ形になる。これも今諏訪さんがおっしゃったように、目的は持続可能な社会をつくるための目標としてヨーロッパに倣い、そういったものが進んでくるようなことを願ってできた、違うかい？ ものだったと思うんです。

その中に、言ってみれば、ごみ発電みたいなものがねじ込まれたという形になっていて、現実に国が補助金を出している新エネルギービジョンというのがあるんですけども、私たちの小諸市は新エネルギービジョンを作っていません。実は必要がないから作っていないんですね。その地域のことを一番よく知っているのは、その地域に住む人間であって、小諸はまさに太陽光と小さな水力発電でいきましょうということを市民自らが決めました。隣の御代田町で今新エネルギービジョンがまとまったんですけども、同じ風土を持っている隣の町でごみ発電が有効であるという結論が出ているんですね。これは非常に問題なんです。こういう枠組みをつくってしまうこと自体が、同じ環境にありながらなぜごみ発電なんだと。それは、ごみ発電所をつくりたい人たちがそういう物語を書いたということになっているわけですね。

そんなような意味から、やっぱりこの言葉の整理というのは、いわばこの条例の中で一番重要な部分かもしれない。譲れない部分というふうに私は思っています。

それで、RPS法に上乘せをしてどうこうしろということではなくて、今委員長さんが整理してくださったように、そういう視点で物を考えましょうというふうなことであって、さほどそのRPS法に対して支障があるようなものではないというふうに私は思っています。

取りあえずこの辺にしておきます。

橋爪委員

ちょっと整理をしてもらえませんか。新エネルギー法、RPS法と今回、目標値を掲げるところについての違いというものをちょっと整理してみないと議論にならないと思いますので。

高木委員長

目標値とおっしゃっているのは何ですか。我々の目標値ってないですよ。

橋爪委員

目標値を掲げるといふのは再生(可能)エネルギーで、先ほどのRPS法とは全然違うよという話ですよ。

川妻委員

自主数値目標。

橋爪委員

自主数値目標は、だからRPS法とは違うよという話ですよ。

川妻委員

そうそう。

諏訪委員

違うけれども、ダブっている部分はあるんですね。

高木委員長

うまく整理できますか。

岡本委員

だから、世の中というか、地球全体の流れ、つまりこの地球温暖化防止条例をなぜ作るかということ、地球温暖化防止をしたいからやっているわけで、そういう世界の流れに沿って、黙っていても太陽光とか、風力とか、地熱とか、水力とか、それからクリーンなバイオマスとかということをやってくれる分にはいいんですけども、R P S法の陰に隠れて、実はこういうふうにせっかく決めたのにそういうものを進めたい、1から5までのものを進めたいというふうに決めたのに、6の廃棄物が安くて経済的だからという理由でそれだけが進んでいるんだとすると、作った意味がないじゃないかと。再生可能なエネルギーは進んでいかないじゃないかと。実際にそれは世の中というのは経済で動くものだから、残念なことに、今の御代田の計画なんかも含めて6が先行しかねないというふうな危惧があるわけですね。1から5までを優先した上で。

橋爪委員

バイオマスは違うんじゃないですかね。バイオマスは新エネの中に入っているんですか。

諏訪委員

新エネの中にはこういったものが入っています。新エネとR P S法も対象は違います。

まず、新エネの説明から行きます。新エネルギーというのは、日本が国として、未発達ではあるけれども、今後石油代替として必要となるエネルギーを総称しているもので、国際的には非常に特殊な考え方です。なぜならば、再生可能エネルギーが入っているのは分かります。プラス非再生可能エネルギーである廃棄物が入っている。それから技術、もともとエネルギーではないコージェネレーション、燃料電池、それからクリーンエネルギー自動車といったものも、新エネルギーの中の対象となっています。

さすがにR P S法を設定した部分では、こちらの技術であるコージェネレーション、燃料電池、それから廃棄物とか、そういったものは抜けています。それから、廃棄物も一応表向きはやっていません。ただし、焼却炉などでごみを燃やした場合に、そのうちの草木類などがございますから、の部分はバイオマスということで、バイオマス比率というものを掛けて、そして、バイオマス分ということで算出しています。

現状のシェアは、ちょっとろ覚えで、パワーポイントを持ってくればよかったんですけども、現状のシェアは、太陽、風力がそれぞれ、すみません、数字は覚えていないのでこれぐらい、水力もこれぐらい、バイオマスが半分近くを占めています。なぜならば、長野県下を見ただけでも、廃棄物処分場というのは規模がすごい大きいんです。規模が、例えば小水力の話では10kWの設備容量がどうのこうのという話をさっき岡本委員がおっしゃっていたのに対して、何千kWhのレベルでこれが入ってきます。これはもともとバイオマスなんですけど、廃棄物と一緒に焼却炉で燃やしますから、お値段がとても安いです。例えば、風力に関しては確か11円前後、太陽光が余剰電力購入メニューで買っている部分をそのまま充てていますから23円と計算します。それから、地熱が1件しか今のところ国でバイナリー発電をされているものがないので、国が出しているデータというのは取りあえず出ていません。水力も11円前後だったかな。

岡本委員

もっと安いかもしれません。

諏訪委員

もっと安いかもしれない。

岡本委員

7、8円ですよ。

諏訪委員

7、8円かもしれないです。バイオマスが、これがまた7円まで行っていたかどうか、ちょっと記憶がないんですけども、この風力ですとか地熱、太陽光、小水力と比べた場合に、バイオマスというのがもっと安かったかもしれない。ちょっとホームページを見ればすぐ分かるんですが、とにかくものすごくコストが低いので、皆さん、申し訳ないんですけどこっちに流れているといった表現が適切になっています。

R P S法を、国の法律を今この場で批判するのは趣旨ではないんですけども、こういった部分ではなくて、これが入ってくるこれではなくて、もっとピュアバイオマスと言われるような、それこそペレットを開発したりというような形でのバイオマスですとか、それから、それ以外の、本来の意味での再生可能エネルギーというものを促進するためにおける、R P S法ではここまでをこういうものを使って義務量としては充てているけれども、目標を設定してくれるくらいだったら、このあたりを目標として求めていくくらいはそれほど国の法律ともバッティングせずに整合性の問題をクリアしながら何とかなっていくものではないかなという仮説で動いているのが現状です。

橋爪委員

これはもう主義主張の話になっちゃうんだけど、非常に再生可能エネルギーで言うと、発電量が少ないですね。また自然条件等いろいろやらなければいけない。それで、日本の電力をどうやって変えていくのか。むしろだから5番目のバイオマスなんていうのは私はだいぶ期待しているんですけど、要は上の風力についても、現状で言うと適地だとかいろいろの、ここで言うと限られると。太陽光についても発電効率がもう少しやはり足りないだとか、そういう面で言うと、太陽光については今後かなり期待をできるんだけど、じゃ、すぐにはどうかという、なかなか変換効率の問題があって、新しい技術開発というのが非常に期待する部分がある。

非常に言っていることについては分かるんだけど、それをどのように持っていくかというのは、やはり私は先ほど、前回から話をしているんですけども、やはり長野県なり何なりが太陽光の研究開発だとかそういうのを、また、バイオマスならペレットを使ったバイオマス発電なんて非常にいいと思いますけれども、やはりそういうようなことについての取り組みだと思っ

よ。今、規制をしたり、これで今、新エネルギーについての計画を出してもらっても、大したパーセンテージのものが出せない。この大したパーセンテージじゃないところについて議論するよりも、方向としては誰も異議を言っているわけじゃないので、その少ないパーセンテージ、0.0何%か知らないんですけども、そのパーセンテージを出しているいろいろ言うことの意味というものについて非常に私はいかがなものかという。方向については誰も反対はしていないと思うんですよ。それについての方向性については条例化だとか、いろいろ基準を決めたりいろいろしてくるときに、非常にそこにギャップがあると思っています、私は。そういうように思います。

岡本委員

随分と話が大きくなったというか、脱線しているような感じがするんです

ね。というのは、日本のエネルギー問題を今ここで語っているわけではなくて、長野県の温暖化防止の対策の条例について語っているわけですから、太陽光でエネルギーが賄いきれるのかという議論をしているわけではなくて、その証拠に、ここで一切原子力発電の問題は議論の対象にしていけないということです。

だから、日本の代替エネルギーをどうすべきかというのは、それこそ国レベルで議論する話であって、そこでは原子力発電をどうするのかという議論が非常に重要な問題になってくるでしょうけども、長野県にはそういうものもないし、これから再生可能エネルギーを増やしていくと。特にそのことが一番重要なのは、たぶんそういった方向性を持った長野県の動きというのが、子供たちへの、これは環境教育と言っていたんだけど、要するに持続可能な社会をどういうふうにつくっていくかというふうな、子供たちを対象にしたこれからの在り方という中で重要になってくるんだと思うんです。エネルギー問題を今、多いとか、少ないとかということが議論の対象ではないというふうに私は思っています。

高木委員長

どうでしょうか。全体の意見として、ここで言うところの1から5番、5番には期待している部分、長野県ですから大きいわけですが、1から5を増やすためにどうしようかというのが、たぶんこの41番というか、再生可能エネルギーを考えようよというふうに書かれている内容だと私は理解しているわけですが。だから、少なくとも「再生可能エネルギーという言葉は何？」というところでは、やっぱり1から5番までのところを再生可能エネルギーですよというふうに言っておかないと、例えば、県民が努力するというところで、再生可能エネルギーをどういうふうにするかということに関しては、1から5のところまで頑張ってくださいよと、県民意見として、例えば、コージェネとか燃料電池は省エネに役立つから、それもぜひ考えてほしいという意見が入っているわけですが、それに関しては、エネルギー効率の高い機器を導入ということで、今、省エネラベルではコージェネを使った、例えば湯沸かし器とか暖房とか、そういうのは入っていないわけですが、それがぜひとも入ってきて、電気による暖房とコージェネを使った暖房でどっちが効率がいいのみたいな比較ができるといいなということは私は常々考えているんですが、だから、それはそこで考えていただければいいし、6番の廃棄物というのをあまり再生にはやはり入れない方がいいというのは、方向は分かっていいですね。

あとは、エネルギー供給者が6番も入ったものを報告書として出してくるのか、5番までしか書けないもので報告書を出してくるのか、どっちを求めるかという問題ですよ。

橋爪委員

今、新エネ法では、先ほど言った6番までのものについて出ていて、10の電力業者の中で実績として東京電力だけがその内訳を出してきていると。ほかの事業者については内訳が出ていないというのが実績です。東京電力も、将来どのようにやるかということについては出していないと。これを見ると、すべて今やっている方向とはだいぶ細かい方向になっていると思うんです。

私はともかく新エネにしる、再生可能エネルギーにしる、国でその言葉があって、それと違うんだったら、もう定義の言葉も再生可能エネルギーだという言葉から、長野県版再生可能エネルギーなり何なりに変えていく必要があるなと。ともかく言葉は、国で使っている言葉というのはまずこれは全国であれな

ので、長野県で違う場合には、ぜひ定義から違う言葉を使って定義をして議論をしていかないとまずいし。

黒沼委員

私、8、9月とぼけっとしていたので、ちょっと記憶に定かでないんですが、今までの議論の過程で、例えば風力は長野県でふさわしくないと。やっぱり長野県で太陽光とマイクロ水力を特に重点的にこれを伸ばしていきましょうということで、言葉として選んだんだと思うんです。

つまりお金が非常にかかるし、それに、供給量も大きくないと。だけど、将来に渡ってぜひこれを進めていきましょう。しかも橋爪さんご本人が、これを研究するのに協議会も経済的な支えも必要だから、ぜひこれを、今後再生可能エネルギーを長野県バージョンとして進めるために研究開発しましょうということをおっしゃられたという記憶があります。

ですので、この内容の項目について、言葉というのは非常に吟味して、審議して、そしてこれを選んだんだというふうに私は認識しておりますが、いかなものでしょうか。

高木委員長

再生可能エネルギーを1から5に定義することは、別に再生可能エネルギーの定義としてほかのものと変わらないんですよ。

橋爪委員

変わらないと思うし、私はいいと思うんです。太陽光を利用するのは、むしろ電力会社というよりも、我々一般家庭で自分たちでやっぱり少なくともそれを利用する方向がまずは近いなと思うし、いろいろのことがあると思うんですよ。

私がその研究開発という話をしたのは、電力会社がうんぬんとは全然別で、むしろ我々が家庭置き型のそういうことをやるだとか、非常にそっち側があると思っているんです。今までのように電力会社が大きく発電をして分配をするというんじゃなくて、自分たちでそういうエネルギーを取って、自分たちでそうするという、そういうところに金をかけて研究開発をしていくべきじゃないかなという話なので、この話とはちょっと違うのでちょっとおきまずけど。電力会社にいろいろ求めているというのは新エネ法に基づいて新エネルギーについて求めているので、再生可能うんぬんといったときには、やはり今までのエネルギーの供給と違った形のことも十分やっていかなきゃいけないことじゃないかなと、そういうことをやはり研究開発していくべきじゃないかなと私は思っていますけどね。

諏訪委員

そういう橋爪委員のおっしゃっているような研究開発は実に必要だと思います。今回の条例に関しましても、そういった民生の部分における対応というのも必要である。電力会社のみ義務を押し付けるような、いわゆるRPS法的な枠組みではなくて、需要を喚起するような、そういうような条例作りを作っていこうということが根底にあって今までの議論が行われてきたと思います。

そういう意味で、例えば、ここの部分におきまして1から5というものが再生可能エネルギー、これは国際的にも認められているような再生可能エネルギーの定義に基づく、のっとった再生可能エネルギーのエネルギー種となっていますけれども、これを、繰り返しになりますけれども、電力会社のみ何らかの形で義務を課してどうのというのではなくて、これをさらに導入するにはど

のようなお考えをお持ちですかということをお聞きするような条例だと思っております。

更に電力会社のみならず、24 時間営業の事業者ばかり、それから大口、大型の事業者ばかりというような形で、それに対しては県も事業者としてくられるということですから、そういった形で需要を喚起するという、そういういろいろな場面、電力会社のみならず、民生、産業部門、それから官を含めた、すべてあらゆるところで少しずつ開発したエネルギーを使っていくという枠組みがこの条例で作られているところですので、そこで何をを使うかという部分で、ここで国際的にも決められていて、R P S法でも認められている1から5までのエネルギー種というものを再生可能エネルギーの範囲として考えていくのがベースではないかなと考えています。

高木委員長

さて、どうでしょうか。今、何人かの方から意見をいただいている、橋爪さんとしては要綱の、これで言う41番の(2)の計画書の中で、この1から5、再生可能エネルギー、ちょっと待ってください、よく分からなくなってきちゃったな、再生可能エネルギーとして1から5だけじゃなくて6も入れようというふうにお考えになっているわけではないですよね。

橋爪委員

そうじゃないです。それは違う話で、それはR P S法では入っているので、それについて我々がここで議論してもしょうがないですよね。

高木委員長

そうそう。

橋爪委員

ここで議論しなきゃいけないのは、それが入らないところの区分、いわゆる6番のところと5番までのところと分けて話をしているわけですよね。従って、電力業者にそういう区分けをしたところを出してくださいよというふうに話をしている。中電さんの方から、技術開発、そこに対していろいろあるので、この区分けの出し方については、ぜひ出すのはいいんだけど、区分け、何がいくら、何がいくらというような区分けまでは出せない。これはどこの電力業者だって出していないからうんぬんという話なので、それは区分けが出さない形でいいんじゃないですかという話なんです。

高木委員長

だから、この資料4の要綱の14ページの41の(2)のところで、再生可能エネルギー由来のエネルギー供給量のという、ここですよね。

橋爪委員

そうです。

高木委員長

ここのところで、中電さんが言っているような再生可能エネルギー由来というのがもっと総量だかが分かったらいいんじゃないのという。

橋爪委員

いや、ちょっと。それと、中電さんはR P S法に基づいて6までのものがトータルとしてどうのこうのと、電力業者の10電力業者の中で1社だけ、東京電力さん1社だけ、6までの内訳について今の実績を出している。

諏訪委員

6までは出していない。

橋爪委員 出していない。それは5までなんですか。

諏訪委員 バイオマス比率ということで出していると思います。

橋爪委員 5と6を一緒にして出している。

諏訪委員 要するに5と6というのは混焼されているので、一緒に燃やしているの。

橋爪委員 5と6が、だから一緒に出しているということではないんじゃないですか。

諏訪委員 いえ。ただ東電さんが出しているデータのアウトプットとしてはバイオマス比率を掛けた先のバイオマス分だけ出しているんです。

橋爪委員 だから、要は、私が言いたいのは何かというと、東電さんだけが実績を出しているの、これからどうするかということに含めて、中部電力さんにそういう細かい、何をいくつであるという、そこまでお願いをするということが本当にいいことかどうかと。それとやっぱり、中電さんは企業競争力うんぬんという中で、そういうことについては出したくないというふうに言っているわけですよ。

今の実績にしても10社のうち東電さんが出しているだけ。東電さんも将来については出していない。そこについて細かくこういう形で要求することがいいかどうか。さらに言いますと、これは長野県の環境基本条例に、そういう中で個人だとか法人の権利のいわゆる競争力うんぬんというところについては、それはいわゆるそういうことで開示しなくてもいいというような条例は基本では言われていると。そういうふうな中で、ここまでいろいろ要求をするということはまずいなと思って言っているんです。中電さんの話を聞くと、そのとおりだなと。

諏訪委員 確認ですけども、この点に関しましては、前々回の検討会でエネルギー種の公表までは求めないということで合意が、あったらいいですか。

橋爪委員 だったらというのは、エネルギー種の公表は求めないという。

諏訪委員 求めないことで大体の合意ができていたと私は認識していて、むしろ細かい細則の部分で出し方として、それこそバイオマス比率を掛けた先のバイオマスが出てくるだけだと大丈夫なのかなと、そういう余計な懸念をしていたんですが、私が先走っていなければあれですけども、前々回、私がいた検討会で大体の方向性として、そこまでの営業侵害じゃないですけども、そこまでの細かいデータを求めるというのではないということとは。

高木委員長 ちょっと待ってください。今、議事録が手元になくて、確認はどうしてもしておかなきゃいけないことだと思います。ちょっと事務局の方で、今の諏訪さんがおっしゃったことに関しては確認をしてください。それで、それを受けてどうしようということを考えますので、ちょっと今ずっとこの問題で関わってしまっているの、一旦この問題、その確認ができるまでちょっと止めます。止めますといっても、再生可能エネルギーというところは1から5だよとい

うのはもうオーケーです。これは定義としてはそれでいい。

橋爪委員

要は定義が、国で使っている定義だとそれと違いがなければいいという、それは別に誰も反対はしていません。

川妻委員

いや、ちょっと。この資料の17ページの、番号で言うと意見番号57というところに、ちょっと確認、今の問題。意見が出ていて、今日そのことについても検討しますということになっているので、分かります？ 57番。こっこの要綱の番号は39番ですけども、意見番号の。ここで意見として出されているのは、今議論になっている再生可能エネルギーを再生可能エネルギー及び新エネルギーに改めてほしいと。理由はしかじかこれこれであると。特に県の条例要綱を見ると、エのところ、県の条例を見ると真ん中辺から下ですけど、「再生エネルギー以外のエネルギーは地球温暖化対策に貢献しないと誤解をする危険があります」というふうに入っていて、この意見としては新エネルギーも含めてほしいということなんですよ。

ですから、今日はこれについて、そうであるとか、そうでないかということを確認しないと議事にならないので、橋爪さんの意見を最初に聞いたのでは、これを含めないと実効性というか、実情に合わないんじゃないかというふうに入ってきたので、そうであるのか、ないのかというのもしっかりさせる必要があると思います。

諏訪委員

すみません。同じく前々回でも新エネルギーではなくて再生可能エネルギーを進めるということで、県民意見への一つの答えなのかなという意見も出ていたかと記憶しているんですけども。

高木委員長

例えば、クリーンエネルギーとか、クリーンエネルギー自動車、天然ガス、コージェネレーション、燃料電池とか、それがいけないということは全然ないわけですが、再生可能エネルギーの中にそれを入れるのは違うのではないのというのがたぶん合意だろうと思います。

例えば、コージェネレーションなんていうのは現実の技術としてあるわけですから、燃料効率から言ったらはるかによくなることも分かっているわけですから、それを進めたいんですが、でも、残念ながら、この要綱の中にコージェネレーションという言葉を実体的に入れる場所がないですよ。だから、県民がいろいろな機器を購入するときにエネルギー効率のいいものを買わなければいけないというところに中に、イメージとしてはもちろんコージェネとかのものも入っているわけですが、言葉としては特定の、例えばエコキュートを進めようとかいうふうに、当然商品名を入れるわけにもいかないし、コージェネレーションというのを比較することができないから入れられないと。

川妻委員

ですから、これについては、これまでどおりの合意で、新エネルギーを我々は再生エネルギーの中に含めないし、違うということで確認できれば、後段に言った橋爪さんの意見は60番に関わることなんです、その次のページの8章の。ここでさっきのクレジットの関係が出てきて、エネルギー源別利用目標まで定めていないので、そこまでは出すのは、公表はどうかという、そこでしよう。

諏訪委員 すみません。クレジットの問題とエネルギー種の問題は別かなと思います。

川妻委員 ごめんなさい。60 番の方です。60 番の問題が今議論しているの、もう一度ここを確認してもらっていいですか。

諏訪委員 この部分に書いてある議事録の確認ですね。

川妻委員 議事録というより、もう一度やればいいわけです。

高木委員長 じゃ、今議事録の確認をしていただいていますので、グリーン電力のクレジットに関しては、これはどういう扱いでしたか。

橋爪委員 クレジットという話になっちゃうとまた全然、先ほどのR P S法と違ったまたクレジットのことでやるという話になると、全くおかしな話には私はなっちゃうかなと思っています。クレジットについてはR P S法で一応認めて、クレジットについてはやりましょうという形で、クレジットはR P S法から来ていると私は思っているの、再生可能エネルギーという形で、R P S法とは違う、もう少し狭めた範囲の中で、そしてなおかつクレジットという話になったら、とてもじゃない話になっていく話だなと思いますので、非常に今まで議論していたことが、ちょっと我々もそこら辺までよく理解をしていなくて議論をしていたような気がしますので、ちょっとよく全体の理解をして議論をした方がいいと思います。

高木委員長 事務局は今どうい。まだですね。じゃ、ちょっと待ってください。今言ったところは、後でもう1回。それ以外にもここの中でやらなきゃいけないことというのはどこでしたっけ？

事務局 ちょっと違う内容では、14 ページの環境性能に優れた自動車等の対象車種、今の再生可能エネルギーから離れますと。

高木委員長 これは、これを最終報告の案。

事務局 従って、29 番のところですから、最終報告では10 ページですが、最終報告(案)というA 4の綴りですけれども、そこに要綱が載っておりますが、その要綱の10 ページの29 番の枠外に記載をする内容で、もう既に下線を引いてございますけれども、そういうふう書き入れてよろしいかどうかというふうにご協議をいただければというふうに思います。

高木委員長 これはいかがでしょうか。

橋爪委員 どこが違うんですかね。天然ガスだったかな。天然ガスというのはL N Gの話ですよ、L P Gじゃなくて。今タクシーでいろいろ走っているのは、あれは何。

岡本委員 ブタンガスです。

事務局 LPが多いようですけれども。

橋爪委員 あれはこの部分で言うと、この天然ガスに入るんですかね。ちょっと教えて。

事務局 天然ガスには入りません。長野県内、CNG(圧縮天然ガス)のスタンドが長野と松本にしか、一つずつしかありません。ということでまだ未発達です。

橋爪委員 LPGだと基準値達成していればいいんだ。

川妻委員 この燃費基準達成車は、時々張ってありますよね、ラベルが、後ろのところに。あれの評価というのは、評価というか、どの程度。

橋爪委員 何年とか、これ。

川妻委員 これをこういうふうに含めていいのかどうかということについて、何か判断基準の材料があれば。環境性能に優れていると。何年達成というのはあった方がいいようには思うから。

橋爪委員 私は、順序で言うと逆のような気がしますけど。逆というのは何かというと、ライフサイクルで見たときに、どちらの方が環境負荷があるかと。だけど、こちらの方はどっちかという開発途上なので、そういうところの支援をしましょうということですよ。助成金を出したりいろいろしたりするのは、そういう形で普及して、助成をしてそういうものに変えて、ある時点から数が増えればたぶん環境負荷が少なくなるから、そういう形で助成しようという話なので。この基準を達成しているというのはかなり現実的だと思うので、順序を逆にした方がいいかなと思ったんですけど。

川妻委員 こっちの方はあれでしょう。省エネの電気製品と同じでしょう。環境性能がいいというやつをなるべく買ってくださいと、買うなら、長く使うにしろ。それと同じ考えで燃費基準達成車というのも、できたらそちらの方をというふうなのが妥当なのかというのを。

橋爪委員 例えば給湯器も、ヒートポンプという形で最近出てきていますけれども、あれは非常に値段が高いんですね、最初の投資が。この間私も聞いたらしい高いので、それはやっぱり普及する段階の話なんですよ。だから、やっぱり普及させなきゃいけないんだろうけれども、実質的に今の環境負荷がどうのこうのというところと違うんですね。順序を逆にした方がいいと思いますけどね。

川妻委員 燃費基準達成車を前に出してという、そういう意味でしょう。

橋爪委員 そうです、ええ。

高木委員長 どっちの方がインパクトがあるかの選択の問題だけだろうと思います。たぶんどっちを前に出そうと、載っていることが同じであれば。

諏訪委員 物議を醸すようなことを言うてしまうかもしれませんが、電気自動車という

のは環境に優しいんでしょうか。

事務局

県民意見でも前に、化石燃料を燃やして持ってきた電気で充電して、電気自動車というのは優しいんでしょうかという意見がありまして、この間新聞で、伊那市は、風力だか水力でつくった電気を電気自動車に、スクーターですか、バイクみたいなところにやると。ですから、由来が何かによって優しい、優しくない議論になってしまうので。

橋爪委員

石油から水素を出して、水素、あれがいいかという、そういう話になるから、なってっちゃうんだね。

高木委員長

もう本当に、さっきから何とも言いようがないよなと思いながらこの項目を読んでいたんですが、「環境性能に優れた自動車とは何」という定義をしようとすればするほど、厳密にやろうとすればするほど矛盾が出てくる、ここは。

橋爪委員

だから、電気自動車は将来安くなる可能性がないというふうを考える人はこれはないし、将来安くなる可能性があるから普及をさせれば安くなるといえ、これを入れなきゃいけないし。

高木委員長

この項目をなしにはできないんですね。説明の文章、環境性能に優れた自動車とはというところの説明を一切なしにはできないですね。

岡本委員

環境に優れた自動車は何たるかを自ら考えて購入しろと書いておけば。

事務局

たぶんガイドラインじゃないですけど、その指標性がないと何をしたいかわからないと言われてまして。ですから、例えば、新エネ法のこれこれに規定する何々等というような言い方というのはあるかもしれません。

高木委員長

要するに、国土交通省が定める燃費基準の達成車ならいいのと言われると、3,000 cc、4,000cc では達成している車がいいのと、それを達成していない軽自動車とどっちがいいのという話になると、もう明らかなわけですよ。だから、本当に言えば言うほど、細かくやればやるほどぐちゃぐちゃになってきちゃうわけですよ。

橋爪委員

そうなんですよ。

木曾部長

環境性能という中には、今、温暖化関係のガスの話が出ていますけど、窒素酸化物とか、そっちの方まで踏み込んだ環境性能という話が出てきちゃうと、相反する部分が出てきちゃうんですね。燃費よく、上げれば上げるほど窒素酸化物が出たりというようなところなので、この言葉というのは最初に出たときから、どこを重点に置いて書かなきゃいけないのかというのは非常に疑問はあって、京都の方で使っているというから、一体どういうふうに使っているのかなという疑問は私自体はあったんですね。

高木委員長

現実問題として、書かないで突っぱねるのが一番正解のような気もするんですが、もしどうしても書かなきゃいけないとしたら、これ以外の書きようもな

いかなど。言葉としてどっちが前に来るというのは別ですけども、たぶんそういうことですね。書くとしたら、もうこれしか書けないだろうなど。諏訪さんがおっしゃったように電気自動車を、それと言われると、私も決して肯定的でもないけれど、でも、これ以外書けないんじゃないですか。

諏訪委員 もう少し環境に配慮した燃料由来の電気自動車とか。

高木委員長 要するにライフサイクルアセスメントの点から言ってどうなのというようなことをきちんと本当は出て考えなきゃいけないわけでしょう。

諏訪委員 本当は、細かいところまでやる必要は分からないんですけども、やっぱり電気自動車をここで、ほかの燃料電池も問題ですね、何がいいのかということで、燃料電池のエネルギー源かということで必要ですけども。

川妻委員 この事項そのものがちょっと問題性があるね。だいたい車社会からだんだん脱皮していこうということが、だから。

高木委員長 ちょっと待ってください。そこまで言っちゃうと止まらなくなって分からなくなっちゃうので、たぶん環境性能に優れた自動車とはという説明を抜いていいなら、それが一番。要するに自分で考えるということですね。要するに、自分はどういう自動車が欲しいのかが分かっているわけだから、その中でどれが一番いいのというのを自分で考えてくださいというのが本当は一番いい書き方なんですけど、事務局としてそれでは困るというならば、たぶんこういう書き方しか。例えば、電気自動車と燃料電池の自動車って、現実問題として、いわゆる市販していないわけですから、それを省くぐらいのことはできるかもしれないけど。

川妻委員 ここで括弧は、説明はしているんですよね。そうしないかと。ただその量が相当少ない。

高木委員長 そうそう。

川妻委員 これに沿って考えてくれと言うしか。

高木委員長 それでいいとおっしゃっていただければ、ここをカットしたいけど、どうですか。やっぱり困る。

川妻委員 困るか困らないかよりも、それが妥当なのかどうなのかという判断をした方がいいんじゃないかと思うんです。やるんだったら、こういうことの中から挙がっていますとかというふうな説明書きになるんですけども、条例の中にそういうことが、説明というか、こういうのを参考にしてくださいというのが合うかということ。括弧の中の、そういう少ない規模の、まず大きさが問題になるし、必要性も問題になる。

高木委員長 どうでしょうか。

事務局 本文の括弧書きで了としていただいて、あとは、例えば新エネ法の何々とか、燃費の部分については参考にしてくださいぐらいなことにとどめておいて、本人の判断にお任せします、こういう例示がありますよという、客観的にお知らせだけしちゃうというという方法を取るというのは。

高木委員長 それでよければ、そっちの方がいいかもしれないですね。

川妻委員 それは、だけど条例の事項の中に入ることじゃないでしょう。

事務局 ええ。注釈ですので、あくまでも。

川妻委員 注釈でね。説明資料に入るだけです。説明資料ですよ。そんな条文が入るわけがない。提案するときに。

黒沼委員 そうだよな。

橋爪委員 そうだね。

高木委員長 じゃ、少しほっとしました。そういうことで29番のところは、アンダーラインのところに関しては、今おっしゃったような説明を入れていただいて。

川妻委員 参考説明資料を提案のときにはりつけると。

高木委員長 で、さっき問題になっていた議事録の件はどうなっていますか。まだ分からないですか。

事務局 第8回の議事録を今、ちょっと読み直しているんですが、その中で、内訳まで出す、出さないという議論が出ているんですが、結論は。

黒沼委員 出ていないと思う、たぶん。

事務局 結論がきちんと出ていないというか、委員長が一応まとめられた中では、「再生可能エネルギー導入計画書を出してもらうときに、例えば、いわゆる新エネに当たる部分も項目もつけて、それがどのぐらい、実はそっちが10あって風力は実施していないということも大いに考えられるので、それをはっきりさせてほしいということですねということを確認を取って、それはたぶん国よりは少し厳しくなると思いますが、様式の中で中身を書くというのは可能だと思いますので、それはやっていただくということで」ということで、最終的には内訳を様式の中で書くということはどうだろうかということが終わっているような気がするんですが、その以降の中でやらないという議論はちょっと見当たらないのが。

橋爪委員 だから、今日決めれば。

事務局 今日決めていただければ。

高木委員長 どうでしょうか。じゃ、第8回のときには、様式の中で、例えば風力はいくつ、太陽光はいくつということを書いてもらいましょうというようなことであのときには話をしていました。しかし、その後、具体的には中電さんでしょうけど、中部電力から1から5の内訳を書くのはちょっと困るという意見をいただいて、今日どうするかと。1から5の合計量を書いてもらうことは十分可能だろうとは思いますが。

橋爪委員 そうじゃないでしょう。1から6までの合計量について、先ほど言ったように5の出し方とかいろいろあるんですけど、その1から6までについても電力の会社については1社東京電力が、だから、1から6トータルについてそういう状況なので、1から5までについて出すというのはとてもじゃないけれどもというふうに中部電力さんは言っている。1から5までトータルならいいということは中部電力さんは言っていないんです。

高木委員長 それはもちろん。だから、1から5のトータルというか、1から6の中でのバイオマス比率というものをに入れて、一応5が分かる形で合計したものを要求するのか、どうするか。もちろんさらに踏み込んで1から5を全部項目別にとということもあり得る話ではあるわけですが。
さて、どうでしょうか。

黒沼委員 橋爪委員さんがいないところで追及してはどうかと思うんですが、これを諏訪委員さんが提案されたのは、やはり率先して再生可能エネルギーに転換していきましょうということで、いくら高くてもグリーン電力購入ということで、例えば電力会社さんの社会的貢献度が大きいでしょうということで特にこのことを提案されて、私どももそれを本当にそのとおりだということで、やっぱりヨーロッパも本当に安い電力だけ買うというんじゃなくて、高い電力でも、今後それに誘導するというでそういう施策を作って成功しているということもかんがみまして、長野県でもやっぱり項目ぐらいいは挙げて、どのぐらいになるかということを出していただくというのは、もう1回再追認という意味で、私はそれも賛成なんですけど、いかがでしょうか。

高木委員長 橋爪さんと諏訪さんの意見はもう伺っているんで、意見をいただいている方からある程度意見をいただいて、最後の最後はもうある程度意見分布でやらざるを得ないかもしれないですね。

橋爪委員 いや、そうじゃなくて、最後の最後は、私が言ったように、長野県環境基本条例の第19条をみんなが読んで、それで決めるしかないんで、その基本条例を無視してまで公開せよということには、一応それを知ってもらってからぜひお願いいたします。

川妻委員 19条に何て書いてある。

事務局 申し上げます。第19条ですが、これは情報の提供について記載をしてございまして、「県は個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。」つまりは、情報を開示する場合は、個人だとか法人の権利、利益を侵害しないように努め

なさいという内容でございます。

従って、橋爪委員さんがおっしゃっているのは、この部分を公開することは、要は中部電力のものを公開するイコールになるのではということだと私は理解しておりますが。

諏訪委員

すみません。私の意見及び立場を整理して申し上げたいと思います。

理想的にはエネルギー種毎の購入計画等が見えることが理想だと思います。ただし、確か前々回で発言した趣旨をここでもう1回繰り返しますと、法の絡みのこともある、ベースの法の絡みもありますし、エネルギー種毎の情報開示が非常に困難である場合には、規則で対応するか、それがまたさらに問題である場合には、そこまでの努力をかけてまで求めるほどの価値ではないといったら何ですけれども、価値のある情報とは私自身は少し懐疑的な部分もあります。理想と現実を考えると、そこまで必要かどうかということがある。

なぜならば、現状でもRPS対策室、新エネルギー上のホームページなども詳細に見れば、長野県下でどのようなエネルギー種で、どのようなRPS対象エネルギーの供給がなされているかということは把握することができます。それによって現状というものは長野県下以外に関しましても、中部電力、それから、ほかの企業はちょっと、企業ベースの内訳だったと思うんですけども、大体どういう分布で購入がなされているのか、RPS法の義務履行がなされているのかということは理解が可能ですので、別に理想を申せばそうだけれども、現実を勘案した場合には、エネルギー種毎ということで求めなくてもいいかもしれないと思っています。

例えば、代替案としましては、RPS法対象となっている、電気事業者に関しましてはRPS対象施設全体からの二酸化炭素排出量はいくらなのという提出を求めると、自動的に廃棄物発電の割合というものは見えてきます。そして、それをできるだけ将来減らしてほしいための計画を作ってくださいねというふうに求めていくようなことは、これはエネルギー種を特定せずに、バイオマス分の方はちょっとあれですけども、それはどうしてもCO₂の関係で温暖化対策としては見なければならぬものですから、廃棄物発電、混焼分も含めた施設全体からの二酸化炭素の排出量の削減を求めていくということは可能じゃないかなと思っています。

高木委員長

どうでしょうか。今のご提案としては、廃棄物のところまで含んでもいいから、要するにまとめて。

諏訪委員

もちろん再生可能エネルギーの定義は、これは1から5なんですけれども、規則なりで情報提示を求める段階で、RPS法対象施設からの二酸化炭素の排出量の削減が見える形でお願いしたい。

黒沼委員

つまり廃棄物の電力購入がどのくらいあるかということが分かるような形で設定すれば、それは大きな効果になるということで・・・。

諏訪委員

大きいか、小さいかはあれなんですけれども、温暖化対策という趣旨にのって、最終的にというか、次の段階としてはそうじゃないエネルギーに移ってほしいんだけど、それを規制的に行うのはあれだから、あくまでも情報の開示という形でお願いしていくと。

橋爪委員

今、R P S法では発電電力だけの1.35%が2010年にという形での法律だけで、このトータルのCO₂というのは合わせてはないわけですね。だから、今のR P S法だけで言うと、2010年に1.35%の発電量をうんぬんという、そういう規制だけですか。

諏訪委員

毎年規制値は変わります。今は2つの線がありますね。

川妻委員

競争上の地位が本当に侵害されることになるかということ、本当によく分からない、説明だけでは。

諏訪委員

R P Sの現状を若干すごい簡単に説明したんですけども、毎年このように38でしたっけ、電気事業者等に対しての販売電気を新エネルギー、R P S対象のエネルギーにすることというふうに決まっているんですけども、この目標値はこのラインなんです。ただ目標値を考えたときに、大体これぐらいなんですけれども、電力会社の今の状況を見ると、この目標は厳しすぎるということで、それにちょっと下何%か下げた形を基準利用量として実際の目標値として設定しています。

2005年の日本全国の目標値は39億kWhでした。うち、やく20億kWhはバンキング量として、バンクですから銀行みたいに貯金ということで翌年への繰り越しが可能になっています。言ってみれば、この目標値が低いんです、実際は。ですから、追認、追認で先ほどおっしゃったとおり、追認でかなり満たせてしまうので、その分、来年度に対するバンキング量というのが発生しています。

電力会社の話を聞くと、この後大変になるんだよというふうな言い方をします。なぜならば、2010年では122億kWhの供給が日本全国で求められているからです。ただし日本全国の電力消費量は8,000億kWhですから、8,000億対122ということで、桁が1つ足りないのではないかというような批判はいろんなところから出されています。

E Uの、ヨーロッパはヨーロッパの話だからという話がありますけれども、E Uの電源構成は、大体2010年までに電源の20%を自然エネルギーで賄うという目標を持っていますが。

高木委員長

1から5番ね。

諏訪委員

はい。日本の状況というのは2005年の段階で電源構成の0.3%ぐらいになっていますから、これをどうやって増やそうかなという話です。

それから、自然エネルギーはいろいろとちょっと不安定だというような状況もありますけれども、それに対してはいろいろ技術的な対策も可能ですし、それから、増えることによるスケールメリットというのは非常にあるというふうに考えられていまして、実際に太陽光発電の値段を見ますと、昔、大体kW当たり100万円ぐらいした太陽光発電の設置費用ですけれども、今は大体全社平均でkW当たり60万円前後が同価格となっています。シャープさんとセキスイハイム社というのは、これは業務提携が何かやっているものですから42万円/kWという価格で、例えば、現在の光熱費ゼロ住宅に対する太陽光発電の設置などは行っています。それから、スケールメリットというのは非常に大きく関

わってくる問題ではあります。

高木委員長

はい。どうもありがとうございます。

だから、今のようなものを受けて、諏訪さんは、ここの項目に関しては変える必要がない、ですよね。どこについて言えばいいのか、僕も整理できていないんですが、いっぱい書いてあるものですからね。

川妻委員

だから、要綱の方では、最終案については42でしょうか？ 42番。

高木委員長

そうそう、そうそう。

川妻委員

8章の42番。15ページ。

諏訪委員

そうです。私が前々回の会合で理解したのは、こういった形で、前々回以前の提案では、この段階でエネルギー種が分かるような実績報告書と目標という形だったはずなんですけれども、それが、ここの要綱の部分からは一步引いて、規則の部分なりで対応することになったのかなと。それは容認したわけです。さらに、規則の方向というので、もし万が一に営業の自由という問題と抵触するのであれば、先ほど申しあげましたようなR P S対象施設全体からの二酸化炭素排出量が分かるというような形で対応するのは1つの抜け穴的というか、方向かなと思ったわけです。

高木委員長

さて、困りましたね。どうしたらいいでしょうか。予想外の事態になっていて、これで、このことさえ決めれば全部終わりというわけではないので、これ以上ここには時間を割きたくないんですが。

川妻委員

ちょっと聞きたいんですけど、前回保留した分で、電力会社から出ているのは、このエネルギーの実績報告書を作成、提出、公表すると、企業経営及びお客さんに影響が出ると、エネルギー源別の種類を提示すると。これがそのとおりだというふうなものなのかどうかということについてと、それから、それが無理だとすればどういう方法で、この種類毎ができない場合には別の手だてがあれば、同じ温室効果ガスを減らすという趣旨に沿って別の方法があれば、その方法についても明らかにした方がいいというふうに思っているんですけども、そのあたりの判断というのを少し聞きたいんですけど。

そうでなければ、できるだけ我々としては再生エネルギーがどういうふうに入力され、実情はどういうふうになっているのか、そこのネックは何かということを知恵の発揮という視点からどんどん出してもらって、それでそれを公表しながらだんだん行くという趣旨で考えていたんですけども、上からの権力的にやるんじゃないかと。だけど、それがどうも経営上もまずいというふうに意見に対して、それを無理やりやるということがいいのかどうかということもあるし、その妥当性を今日議論したい。諏訪さんの意見を聞いてみたいというふうに、判断基準の前に。

黒沼委員

それはちょっと。私は、なぜ中部電力さん、名前はあれなんですけど、なぜそんなにこだわるのかと考えるんですけど、実情がどうなのかというのはちょっとよく分からないんですけど、実情、そこをおっしゃるのはたぶんさっきのおっし

やった、この7番ですか、の廃棄物の場合のバイオマスを圧倒的多数、ここも今現状はたくさん買っていると、購入していると、だからこれについて公表するのが差し支えあるというふうに私はちょっと邪推してしまったんですけど。でなかったら、全然そんなR P S法の対象でちゃんと枠内でやっていますよということであれば、何ら公表して差し支えないわけですよ、ものすごくいいあれなのです。

だけど、なぜ公表に差し支えになるかという、今論点になっている、廃棄物のこのところを圧倒的多数購入している現実があるから、だからおっしゃられているのかなと、こんなふうに思ったんです。

橋爪委員

私は逆なんだけどね。もう諏訪さんは分かっているんだけど、諏訪さんのところで行って公表してくださいと言ったら、1社だけが実績を報告したという事実ね。もうこれが回答なんですよ。なぜ1社だけ。あとは回答していない。こちらから調査を行いましたよね。回答してくれていないというのが事実で、それを回答しなきゃ、何かどうかと言われても、それは大多数がそうなのに、中電さんだけ言っても、それは中電さんとほかの電力会社は登り口は同じで、東電さんはちょっとどうか分からないけど、今後の将来計画については、そこら辺になると、もっとやっぱり冷静に見なきゃいけないんじゃないですかね。中電さんだけうんぬんというんじゃなくて、やはり全体の中で、現にそういう実態だということは事実なので。

高木委員長

どうでしょうか。意見としては。

事務局

先ほど電力会社、中電さんだけじゃなくて広げましたよね。対象を広げましたので、そうすると、P P Sなんか、変な話、化石燃料だけ燃やしているところもありますので、そういうことからすると、今まで中電さん1つを対象にしていたので、エネルギー源1個1個まで欲しいという気持ちがありましたけれども、対象を広げると、逆に言うと新エネというか、再生可能エネルギーをどのくらい入れるのというくらいでも、ある程度の目的は達成できるのかなという気がしないではありません。

その辺で、落とすところとして中電さん1つが対象だったら高いハードルを求めていたんだけど、今度、対象が広がった以上、ほかのところにも同じようをお願いするということで考えていただければ、多少今までよりバックしても、私はいいのかなと、そんな感じがいたしますけれど、その辺をお話し合いいただければと思います。

高木委員長

だから、具体的には我々が要綱の中で書いていたのは41番で、再生可能エネルギー導入計画書を作ってくれと書いているわけですよ。「再生可能エネルギーって何?」ということに関しては、さっきの、ここで言う1から5なわけですから、そうすると、再生可能エネルギー導入計画書を作成する。じゃ、今の流れを受けて、1から5の内容は別に書かなくてもいいよと。要するにエネルギー供給量に対して再生可能エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合の拡大に関わる基本方針、これはこういうふうに拡大しようというのは、少なくともR P S法でも言っていることなわけだからそれはいいんでしょうから、基本方針は書けるし、自主数値目標というのも、それは自主なんだから別にいいですよ、R P S法をきちんと遵守していきますのでいいわけですから。

エネルギーの供給に関わる温室効果ガスの排出の状況、これが分かれば、先ほど諏訪さんがおっしゃっていたことは分かる。ウのエネルギー供給に・・・。

川妻委員

規則のところですよ、規則。規則で定める方法という、規則にそこまできちんと出せという規則になっていけば、そこが問題なんです。だから、この条文上に当たるところについてはそれほど問題が出てこないんです。

高木委員長

違うんでしょう、でも。違うんですよ。

川妻委員

ここの部分上はそんなに出せとは言っていないんです。

橋爪委員

いや。R P S法よりも細かいことを出せということをこれでは、条例ではうたっているわけですよ。

川妻委員

そう？。

橋爪委員

だから、R P S法では6番までのトータルが出てきているわけでしょう。

諏訪委員

それはちょっと違います。

橋爪委員

いや、東京電力うんぬんという。

諏訪委員

ここはすごく分かりにくいんですけども、もちろんオリジナルデータが新エネルギー課にどういうふうに出ているのかというのは、それはちょっと見てみないと分からないんですけど、最終的に出てくるのは、このいわゆるバイオマス分という部分です。ですから1から5です。問題は、これとこれが一緒に燃やされるから、これのお値段がものすごく安いから、こちらが圧迫されているということです。焼却炉で。

橋爪委員

それじゃなくて、R P S法で出ている 1.35%と規制で出て、いわゆる東京電力が発電力を公表しましたという話は、

諏訪委員

それは、最終的なアウトプットは、はっきり見てみなければ分かりませんが、それでも、バイオマス比率を掛けた後のバイオマスです、5です。

橋爪委員

私が言っているのは、それ以上のことをここで決めても、とてもそれができないと言っているのに、ほかのところは出していないわけですよ、東京電力以外は。だから、それ以上に細かいことを求めても、

諏訪委員

だから、そこは今委員長がまとめていらしたことです。

橋爪委員

だから、気持ちとしては分かるんだけど、それを条例で規制をするというのは非常に。

川妻委員

どこの文言を言っているんですか。

橋爪委員 私は 41 番の再生可能エネルギー導入計画書が、もうこれが R P S 法というふう置き換わるんだったらいいんだけど、新たに我々で再生可能エネルギーという形で枠を、R P S 法よりも厳しい枠を作ったところの計画を出しなさいという、これ自体がもう厳しい話になっちゃうわけですよ。R P S 法について。

川妻委員 導入実績報告書というのは、中身はこれだけの表現で、詳しい中身は規則で定めるとい形ですよ。

橋爪委員 私が言っているのは、だから、R P S 法と再生可能エネルギーとのギャップがあるので、そのギャップがなければ、R P S 法と同じだったら問題はないと思うんだけど、定義が違うから当然違いがあるわけで、それ以上のことを要求しても出てこないんじゃないかと思う。

高木委員長 今の話だと、要求するものとして R P S 法と同じものであればいいと。

橋爪委員 いいというか、R P S 法で要求している内容については、トータルとしては出ているんですけども、個別では出ていないでしょう？ それが出てきているのは東京電力だけですよ。

事務局 ちょっとよろしいですか。私、昨日、実は経済産業省のホームページを見まして、そこから平成 16 年度の R P S 法に基づく施行状況という発表がありましたので、それを見てみたんですが、新エネ等の発電設備からの供給総量というのがございまして、平成 16 年度は新エネ等で電気供給した総数が 49kWh です。そのうち、%で言いますと、風力発電が約 3 割、太陽光が 7 %、中小水力が約 19%、バイオマスが 45%、それから地熱と複合型発電というふうに 6 電力についてそれぞれ kWh が載っています。

ということは、それぞれの電気事業者がそれぞれのものに目標を立てて、それを個々に提出をしていると。ただ経済産業省は企業毎の数値は発表しない。トータルだけ発表しているということで、東京電力さんは自主的にご自分のところの電力別を発表したということだと思います。

橋爪委員 だから、実績の話と計画の話を別にして考えなきゃいけないんです。今後どのようにやるかという計画が出ているかどうかということです。実績は出しているところがある。だから、かなりその辺のところをよく考えていかないと、我々としては計画を出してくれという話をして、計画に従って実績がどうかということ照らし合わせますよということを行っているわけですよ。非常にシビアなことを言っているの。

事務局 計画書の方は出ていないので、申し訳ございません。たぶん数値だけ割り当てられているかもしれません。

橋爪委員 各電力会社の数値は、新エネ法の数値は全部違った目標値か何かで全部ありますよね、これは。

諏訪委員 はい。企業毎に出している出し方というのは、大体 R P S 法に基づいた目標

値をそのまま自社の目標値として将来的に計画していますというふうなトーンが一般的だと思います。

橋爪委員

ちょっといいですか。私は電力会社にこういうことを求めるよりもという、長野県同様みんな考えていることはたぶん同じだと思うんですよ。むしろそういう社会を我々からつくっていきたいという形で、ここで今あまりこの議論を、そのパーセンテージ、そういう業者にいろいろ出せと言っても、将来の計画については立地だとかいろいろから言うと、ほかのものとは違ってものすごく長期的だと私は思っているんです。3年単位なのか、5年単位なのか分からないですけど、計画を出すうんぬんといったときに。それと、その量そのものも非常に僅かな量になるわけですよ、先ほど言った。

諏訪委員

現状はそうです。

橋爪委員

そういう話になるわけですよ。何とも言い難い議論をしているような気がするんです。

高木委員長

いまだに、僕、実は橋爪さんのおっしゃりたいことの最終的なところが分からないのは、橋爪さんは41番は全部カットしようということを提案されているんですか。そこが分からないんですよ。41、42、43を全部カットすると、橋爪さんの意見にはかなり合いそうな気はするんですが、いくらなんでもそうじゃないんじゃないかと思って、そこが分からないんです。

橋爪委員

私はこういうことです。再生可能エネルギーを新エネルギー法に基づいてうんぬんするということだったら分かるんだけど、だけど、それを言っても個別のうんぬんについては難しいという前提がありますよと。

1つには、今決まっていることは、新エネ、RPS法によるものをまず達成していただくと。だけど、それから先について我々が議論するのはむしろ違う議論じゃないかなというのは、私はこの再生可能エネルギーを、我々長野県にある独自の再生可能エネルギーをいかに有効に活用していくようにするのか、これはむしろどのように研究していくのかどうのこうのという話になって、電力業者に枠組みをかけていくというのは非常に難しい問題だなというふうに思っています。そういうことです。

従って・・・。

高木委員長

だから、それは分かったんですが、橋爪さんとしては、41、42、43をなくそうというご提案なのか、そこを聞きたいんですが。

橋爪委員

いや、私は新エネ法に基づいてうんぬん、ほかのところもそうなんですけど、国の法律に従ってやっていただくということじゃないかなと思っています。

高木委員長

ということは、再生可能エネルギーの定義そのものを変えようということですか。

橋爪委員

いや。だから、電力業者に規制をかけているんだったらそうだし、再生可能エネルギーということだったら、むしろどのように開発をしていくべきかとい

うことを議論すべきであって、ここの条例の中にはそこは入ってこないかもしれませんが、逆に言うと。

高木委員長

そうだとすれば、だから、どこの項目をどうされたいのかがいまだに分らないんですよ。今日は、この資料4の最終報告を作らなければならなくて皆さんにお集まりいただいている、今ずっと1時間以上この話をしていますが、いまだに私は見えてこないのは、例えば、41、42、43を全部やめようというご提案ならある意味分かります、それは、ないしは、このエネルギー供給事業者のところには再生可能エネルギーの定義を新エネルギーと全く同じ定義に変更しようという提案というなら、それはそれで分かります。

だけど、橋爪さんがおっしゃっていることが、具体的に今日の最終報告の案をどういうふうに修正すれば橋爪さんのご意見になるのかがいまだに分らないんですよ。

川妻委員

この全体の趣旨としては、京都(府)の方のをちょっとご覧になっていただけますか。京都(府)の案をちょっと参考に今考える、10ページのところにも、ちょっと文言は違うんですけど、似たようなことが入っているんです。これは、これまでのいろいろお互いに資料を情報公開し合っていたから、こういうふうにだんだん傾いてきたのかなと思うんですけど、自然エネルギーという名称になっているんですね、利用に対する。ここと同じように、第44条のところに、優先的にやると。45条で電気事業者排出削減計画書の作成と、45条で電気事業者排出削減計画書というのを作成して知事に出せと。ここで自然エネルギーの供給の割合の拡大を図るための基本方針、実施しようとする措置、内容及び当該措置に達成すべき目標など、ちょっと表現は違いますが、やや似たようなことがうたわれているんですね。

我々はこれを別にモデルにしたわけじゃないんですけども、今までの議論の流れからいって、再生エネルギー導入計画書というのはどんな事業者にも当てはまるので、大きな電力会社だけじゃなくて、いろんなところで、一定規模のところにはこういうものを出していただくという構成になっているので、これを元々もう一度考え直そうということなのかどうかをもう一度お聞きして。

高木委員長

今日は、今、資料3をベースにやっていますが、資料3のところと資料4のここの話をしたら、参考資料についてはどう扱ったらいいんですか。参考資料に関する検討会の考え方、これはもうこれでいいですねよろしいですよ。

京都(府)の話はいいでしょうし、議事録もいいでしょうから、それはいいですね。ということは、この資料4まで行けばいいわけですね。

事務局

あとは、資料の、いわゆる骨子(案)と骨子の考え方については、その辺、検討会からの回答はありますので、それをホームページに載せさせていただくという形で、中身に特に問題がなければ、あれば、またご連絡いただければと。

川妻委員

いつに載せるかという日にちだけ。気が付いたときにはもう遅いというんじゃないでしょうか。

事務局

今週中には。

川妻委員 今週中、はい。

高木委員長 とすれば、もう本当に、実は説明会で、何か所かで話が出ていて、県民の責務のところでは何々のように努めなければならないという文言に対する批判がかなり出ていたわけですね。要するに努めなければならない、例えば、「県民は地球温暖化の防止に関する自覚を含め、その日常生活において温室効果ガスの排出の抑制等に関する取り組みを自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。」という書き方は、一般的にはこういう条例の書き方をするのかもしれないけど、県民としてはこの言葉を使われたら心に染み入らないと。このところは、県民にとっては県民の責務なのか、ほかのところはいいんですよ、県の責務、事業者の責務はいいんですが、県民の責務というのは、どちらかというと、県民に温暖化の防止についてちゃんと考えようねという話を、言ってみればお願いするとか、理解してもらうための文章なので、努めなければならないという文章はよくないという意見が1カ所だけではなくて出ていまして、ここについてもどうしましょうかということは検討しますということで話をしています。

もう時間がないので、言ってしまうと、例えば、「積極的に行いましょう。」という文章、相当びっくりするような文章ですが、条例になったときにそれが載るかどうかというのは最終的に我々が決めることではないのであれなんですが、我々ができる要綱とか、最終報告の段階ではそういうふうにした方がいいかもしれないという意見が出ていますので、そこは議論したいんですね、私としては、法律関係のことをやっていらっしゃる方にしてみれば相当びっくりするような。

川妻委員 それはそういうふうにはならないんじゃないですか。

高木委員長 条例にはならないかもしれない。ただ要綱の段階としては、県民からいくつかの意見が出ていますから、それを入れて、そういうふうにしても別に問題はないんですよ。

川妻委員 ないですね。でも、ちょっとそれは。

橋爪委員 だけど、それは個人的な意見で、私は、岡谷のその話ですよ。

高木委員長 何か所かで出ています。

川妻委員 それは、例えば県民計画だとか、実際に実施するときに県民に訴える文章などには積極的にやりましょうというのはいいと思うんですけども、やっぱり主権者たる者は権利もあるけれども、一定の責務というのがあって、長野県は環境保全なり、だから、これは「なければならない」というのではなくて、「協力するように努める」というところまでとどめてもいいですけども、「行いましょう」ではいくら要綱でもちょっと。「責務だから努める」と、あるいは、「努めなければならない」、同じことですけどね。私は現行のままでも。ただこれはそういう条例になる文章ですから、実際にこれが具体化するときのいろいろ文言はもっといろいろ心に染み入る表現を多彩に使った方がいいと思います。

ますけども、表現は。

高木委員長

ほかにはいいですか。よろしいですか。じゃ、今の川妻委員の意見を採用して、原文のままいくということで進めていきます。

あとは、検討会でやっていたこととして、9ページの25番、自動車交通のところですが、「努めなければならない」のところを義務化すべきだということについて意見が出ていて、そのことも今日のこの場。

川妻委員

9ページの何番ですか。

高木委員長

9ページの25番。違う違う。資料4の、要綱の、A4の方です。要するにマイカー通勤の話です。マイカー通勤の話で、マイカー通勤の使用の抑制に努めなければならないという努力義務を義務にすべきだという意見もいただいています。このことに関して今日この場で検討するということはお約束をしているので、全く無視することはできない話なので、これまでの、何で義務化しなきゃいけないというのはもう説明は要らないですよ。それに対してこれまでの経緯でこういうふうな文章になってきたということなわけですが、説明会等でのそういう意見を受けて、どうしようかという話です。

黒沼委員

これは義務化しても、事業者は困らないんじゃないですかね。

高木委員長

「使用の抑制に努めなければならない」まではいいけど、要するに義務化して確実に減らさなければいけないとなると困る会社もあるかもしれない。

橋爪委員

これはほかの要因もあるんですよ。マイカー通勤をどういう方向に持っていか。公共のものを使うだとか、相乗りをするだとか、いろいろのところで引っ掛かってくる要件がいろいろ出てくるので、それらの要件についても対応をしていかなきゃいけないということだと思っんですよ。従って、どういうふうにしていったらいいのか。義務化することによれば、企業はそういうことに対して出すけれども、行政としてもオブリゲーションはやっぱり行政にも企業にも、もし義務化するんだったら、両方にかけては限りは企業だけにやっても私は無理だと思います。

上條委員

たぶん一緒なんですけど、遠方の場合とか、山間地が多いと、確かそういう議論があったと思うんですけど、その場合に公共交通機関が発達していればいいんでしょうけども、じゃ、自転車を使え、バイクを使えというのはなかなか大変だから、一律にはやっぱり義務化できないというような議論があったんじゃないかと思うんです。

橋爪委員

そうです。だけど、これを取り除いてそっち側の何も議論をしないとまずい。

上條委員

24番との絡みで、やっぱり25番というのもしっかり深まっていかなきゃいけないものだと思いますけども。24。

川妻委員

あまり心配しなくても、実際このままでも、義務化だろうと何だろうと、罰則規定があったり、公表するということが出来れば、この文言でこれを考えて

やる人はやる、やらない人はやらないだけです、実効的には。だから、心配しないでいくべきだというのは全くおかしい話ですけど。しなければならぬというふうにして、しなければというのを捕捉して何かするということはできませんからね、この部分については。

だから、24番、25番をセットにして努力をそれぞれがしていくというところでしょうから、そういう理解でいいんじゃないでしょうか。

高木委員長

ということは、24も25もそのままよろしいだろうということでもよろしいでしょうか。はい、ではそれで進めさせていただきます。

あとは、宿題は何でしたっけ。まだありましたっけ。今度は資料3を見た方がいいかもしれない。私も、もうそれ以上は覚えていない。

それでよさそうですね。さっきの、要綱でいうところの14ページ、15ページのこの部分で、どういうふうにするかということだけ。止まっているやつですが、それを決着ができれば、一応終わりかなと思いますが。

どうしたらいいんでしょうか。もう私もくたびれてきて、頭が回っていないのかもしれませんが、細かい言葉は、最後の最後は決まらなかった場合に、ちょっと時間を置いて、明日にでももう一度事務局と相談させていただくということのようなことで、方向性だけはどうしても決めなければいけないんですが、この部分でどういうふうにしたらいいのかを項目に沿ってちょっと説明をしていただけますか。

橋爪さん、説明していただけないでしょうか。

橋爪委員

私は41番の、要は再生可能エネルギーの優先利用だとか、39番、40番については別に異論はないんで、41番から導入計画書のところですよ。従って、この導入計画書というのについては、ほかの規制と同じように国の規制とまずは一致させるというのが第一段階じゃないかなというふうに思います。

それを、具体的に言うと、国のRPS法と一致させるべきだというふうに考えています。二点目に、RPS法と違うものをつくるんだったら年月がかなりかかるんで、3年とか5年とか、そういう形、導入計画うんぬんというのはかかりますので、それをどういうふうに表すかということ、また別の問題になってしまうかもしれないという、まずはRPS法に従ったものを出してもらおうというものに変えて、報告もそれに従ってしてもらおうということが重要だと思うし、だけどいろいろと39番、40番にあるんですが、まず報告とすることはすぐ変えるべきだと思います。

高木委員長

ということは、41の(2)の再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げる内容を記載するものとするというので、アイウエと書いてありますが、この部分がRPS法と完全に一致していればいいわけですね。

橋爪委員

そういうことです。

高木委員長

そうすると、RPS法と何が違うのというと、具体的には中部電力ほか小さい会社がありますが、独自の、一社だけのデータがきちんと手に入るというメリットがあります。あちこち合計したものではなくてね。そういうことですよね。

橋爪委員 一社だけとは。

高木委員長 要するに中部電力。ほかの会社は小さいから目に入っていませんが、中部電力のRPS法で、どういうふうにやっているというデータというのが、今の段階だとさっきの説明では国全体のような数値だと、簡単にインターネット上でも手に入るような話ですが、一社のデータは入らない。

それが、一社のデータが入ってくる。当然中部電力としては、長野県に供給している電力のうちで、どうのこうのということは出せないと、それはよく分かるので、それはしょうがないですよということでもいいんですよ。長野県だけ、特別な電力をつくって、送るわけじゃないでしょうからいいですよ。

黒沼委員 だって分かるじゃない、 での。

諏訪委員 分かるんですよ。

橋爪委員 何。

黒沼委員 おかしいよ、それは。

橋爪委員 そう。

黒沼委員 ごめんね。

黒沼委員 分からないわけじゃない。

橋爪委員 何が。だって、ここの電気を発電したのは、どんな割合で行っているかという。

黒沼委員 違うんですよ。どこ。

黒沼委員 違う。再生・・・。

高木委員長 長野県の中に、愛知県と違う電力を出しているわけじゃないでしょ。

橋爪委員 中部電力の全体の割合が出てくればいいんじゃないの。

高木委員長 違うんですよ。

諏訪委員 今の委員長のご質問に的確に答えているかどうか分からないのですが、私の分かるところから話します。自然エネルギー供給に関する、県別のデータというのがあります。

高木委員長 供給に関する。

諏訪委員 自然エネルギー、RPS法設備に認定された設備が、どこの県にどれくらい、どういうふうになっているか。

高木委員長 それはあるでしょう。

黒沼委員 そのことを言っている。

高木委員長 いや違う。だけど中部電力がそれをみんな集めてきて、それを再度売っているわけだから、長野（県）に売っている、供給している事業者として、この長野（県）の電力の中で風力が1%、愛知（県）に対しては2%という売り方はしていないでしょ。

諏訪委員 そうですね。

高木委員長 日本の場合には、要するに電力会社で中部電力が、これは風力電力でいい電力だから、高く買ってとはやっていない。

諏訪委員 そこも、恐らくもう一件議論されなければならない、グリーン電力証書という話になってくると思います。現状では、R P S法の下にお話をしますと、買い手市場ですから、今までの計画もありました流れる水力だったら、何々水力という中小水力さんがいまして、そこが長年、何十年も中電さんと契約があったと。そうするとその契約を、そのままR P S法の履行に持っていつているということです。

 何の話をしているのか分からなくなりました、すみません。もう一回質問をお願いします。

黒沼委員 何か、さっき。危ない、あっちこっち行かないで。

高木委員長 あっちこっちに行かないでください。

 だから橋爪さんの意見で焦点となっているのが、アイウエの内容がR P S法と一致させればいいというのが橋爪さんの意見で、それに対してR P S法と一致したものではありませんという意見の方にいただきたいんですが。

諏訪委員 はい。

高木委員長 はい。

諏訪委員 ただ、すみません。私自身が、この情報レベルで一種上乘せになっているということは理解できるんですが、つまり導入計画を明確にするですとか、排出量とのリンクをはっきりさせるというようなことで、情報として新たに要求しているものがあるかと思うんですが、目標に関しましてはあくまでも自主的なものですから、これでむしろ私としてはざる法になってしまったことを心配している方が先になっています。

 R P S法というものの位置付けというのも、自然エネルギー発電者の中では、懐疑的にとらえる方が多くみえるということも、まずベースだとしてご紹介しておきたいと思います。もともとR P S法とは、ヨーロッパのような自然エネルギー導入を頑張らなければいけないからR P S法というお話もありましたが、元々ドイツやスペイン、それからデンマークなどではF I Tフィード

イン・タリフ、買い取り制というものが導入されて、それによって自然エネルギーの導入が飛躍的に伸びました。

日本でも同じようなスキームを提案している団体があって、私も関わったことがあるわけですが、そちらの提案というのはかなり力を持った段階で経済産業省及び資源エネルギー情報からRPS法というものが提案されてきて、買い取り制というものがつぶされたという状況がございます。

それで要するに問題となりますのは、RPS法というのは例えばアメリカや一部のヨーロッパ諸国で導入されているシステムで、まず自然エネルギー枠を決めてしまうことによって、それ以上の伸びというのが見込めるのかどうかというのが、見当たらない点という点が、批判の対象になっています。

一方、買い取り制の場合には、導入目標というのが、RPS法ほどでもないのですが、そういう伸びの面では非常に有効だと言われています。もちろん価格の面だって、ちょっと批判があることは承知しています。

ということで、RPS法は国の法律なので視野に入れていかなければならないのですが、それを絶対的なものと見なければならぬのかということについては私は懐疑的です。

岡本委員

元に戻りましょう。

第8章のタイトルは、再生可能エネルギーの利用による、地球温暖化対策ということで、これは長野県の条例の中でどう扱うかという問題ですよね。39番に関しては橋爪さんの異論がないということで、これを読んでみますと「県民および事業者は、日常生活および事業活動において再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。」というふうに書いてあります。

それで先ほど、「年間10億kWh以上の電力を県内にうんぬん」というところを外しました。それで確か、39社と言いましたっけ。38だか39だかですね。それが対象になるという、広がったということでもいいわけですか。

事務局

それは、日本全国で38ですので、その中に長野県に共通しているものは、承知している限りでは中電さんを含めて、今、3つ。

岡本委員

なるほど、分かりました。

つまり39番のところ、県民が再生可能エネルギーを優先的に利用するように努めなければならないと書いてあって、それで私も努めようと思うわけですが、実際に今までは電力というのは中部電力からしか買うことができなかったけれども、今3社というものが同じだったですね。

実際この長野県庁が、なぜ丸紅さんから買っているのか、根拠がよく私には分かりませんが、価格であったり、いろいろな理由があるかと思いますが、39番のところ、再生可能エネルギーを優先的に利用することに重点を置いた消費者は、どの会社は、どういうふうに再生可能エネルギーで発電をしているんだろう。

つまり、電気のグリーン度を知る権利があると思うんですね。その意味で、やっぱり私の会社はこういうふうに電気を作っています。私の会社の電気は、こういう品質のものであるということを公にしてもらわないと、39番で「グリーンな電力を使いたい」、「少々高くても、私はその電力がほしいんだ」という人がいた場合に、中身が分からないと商品の差別化ができないですね。

だからそこまでやっぱり企業秘密だということになってくれば、出してない

ところは出していないところでいいけれども、一生懸命やって出しているところの電気を買いたまおうというふうになっていけばいいのかなというふうに思いますがね。

橋爪委員

それでいいんじゃないですかね。

私はまた、39番にはもうひとつ違うことがあると思っています。これは先程来言っているように太陽電池だとか、自分の家庭で自分で決断してできることをやりましようということも、ここでは含んでいると思っていますよ。供給業者だけがいろいろじゃなくて、我々個人でもそういうことをやろうということ、やはりやっていかなければいけないと思っています。これは両方含んでいると思うし、再生可能エネルギーという意味で言うと、そういうことじゃないかなと。

情報公開うんぬんという話になると、もう情報公開できないところはそういう話にならざるを得ないんで、それはそういうことでいいんじゃないかなと思いますけど。

黒沼委員

ただその、自由に変えられちゃうということはない。

高木委員長

だから、もしそれでいいということであれば、41番の(2)のところの中身が、例えば中文電力はこのぐらい、さっき言った県庁が買っているというお話ですが、丸紅はこのぐらいのグリーンエネルギーの割合なんだということが分かればいい。

橋爪委員

いや、それは、ここからは全然違うことを言っていますよ。私は41番以降については、電力会社や38業者、日本の38事業者については、やはりR P S法に沿ったものをやるべきだという話をしています。

39、40については、今言ったように自分から努力をして、そういうものを設置しているいろいろするということが可能な話なんですよ。

高木委員長

たぶん私自身も、R P S法が具体的にどういうものかは一応分かっているつもりですが、具体的に何を報告させているのかということまでは、把握できていないんですね。

ですから、橋爪さんがおっしゃっているR P S法と一致させるというふうにしたときに、具体的にどうなるのかが見えていない。たぶん、ほかの方も見えていない。

橋爪委員

電力についてさっきから私がお願いしているのは、1年、2年でコロコロ変わるようなことができないと思っています。だから長期計画でやるべきだし、2010年までについては、やはりR P S法というのがあるので、第一フェーズということでいうと、その計画に従ってそのとおりにやってもらうというのが、まず第一じゃないかなと。電力供給業者に、長野県だけでいろいろなオブリケーションだとか、そういうことを与えることが非常に難しいなということを感じているということです。

川妻委員

ちょっと私の意見を申し上げますと、ここでの焦点は、再生エネルギー由来のエネルギーの供給量の割合をできるだけ拡大してくださいと。それをどうい

うふうにされているのか、あるいはどういう目標を立てているかを報告してくださいという、そういうところが大きなところだと思うんです。

それに対して事業者の法からは、このエネルギー源の種類毎に細分化するのは、ちょっとできないというふうに言っているんですね。意見の1のところではね。それがどうかということについて、突っ込んでみても分からないので、できるだけこれに沿って、企業秘密や経営上の困難ができない範囲で、この報告書を作って出してくださいというふうに。

黒沼委員

自主数値目標としてね。

川妻委員

自主数値目標、もちろんですね。そういうことで、事業者によっては将来に渡って「いや、私のところでは、水力このくらい、地熱どのくらい」というふうに出すところもあるかもしれないけれども、今のところ事業者の法ではそこまで細かく出せないという事業者がいるので、それはそれでやむを得ないというか、それ以上にこの条例で、ここには細かなエネルギー源ごとに出せとは書いていないんですが、読み方によってはそのように再生可能エネルギーというのは限定しているのです。

ただこここの趣旨は、今までの流れからすると非常に重要なので、ここにあるRPS法を載せるという必要はなくて、この趣旨に沿って事業者に協力してもらって出してもらおうと。

出してもらったものについて、これからはほかの意見にもありましたけれども、よく分析評価し、それがより県民のあれに資するように、さらに協力を願うとかいう措置は必要かと思うんですが、第一歩としてはこの趣旨に沿って、できるだけ出してもらおうと。それで出せなければ出せない事情を付けて提出していただくということではないかと思うんです。

ここのやつを全部、国のあれに沿って変えるというのは、やっぱり今までの流れからするとふさわしくないなので、再生エネルギーの5項目に沿って我々は考えていると。だからこれに沿った形で出してほしいと。しかし、その企業経営上出せないということについては、やむを得ないじゃないかと思うんですよね。

その出せない事情を、我々はどう理解するかということで、今後の課題になるので。

黒沼委員

努力じゃないよ。義務だから。

岡本委員

賛成です。

川妻委員

そう思いますけど。

黒沼委員

はい。私も賛成です。

橋爪委員

だけど、長野県の（環境）基本条例からいってどうですか、上條さん。

黒沼委員

どっちが上になるんでしょうか。

高木委員長

それは、（環境）基本条例の方が上ですよ。

- 橋爪委員 (環境)基本条例が上だから。
- 上條委員 (環境)基本条例が上だけれども、下位の条例で一応修正すれば、やっぱりこれが別の立法になるんですよ。上位法が、すでにこう、それに完全に違反してはいけないという、そこまでの拘束力はなくて、他の条例か法律に、別の定めがある場合を除き、そういう趣旨が含まれているので、また下位法で、下の方でつくっても構わないということなんですね。
- 高木委員長 だからこの文章として、ここにある文章は再生可能エネルギー導入計画書、それは必ずつくって出ささいよということは規定してあります。
問題は、次に掲げる内容を記載するものとするというところで、アからエが書いてあるわけですが、この中で例えば中部電力はこういうことは出せないよというものがあるならば、それはその旨を書いてくれば、それで細かい数値や何やかんやは書かなくてもいいということが分かる文章になれば、橋爪さんの意見も皆さんの意見も入れられるのかなという気はするんですがダメですか。
- 橋爪委員 もう一度よく確認したいんですが、再生可能エネルギー導入計画とR P S法のエネルギー計画と、これは違いますよね。これは同じだと今言ったような話で、違うんで、違ってR P S法の中でのある部分だけ出せという話なもので、そのある部分だけ出せというのは、R P S法とトータルとしてうんぬんとしているのに、そこが出す出せないという議論をやっていきますよね。今のレベルでは。
- 川妻委員 そういうふうにはなくて、事業者の方からは出すけれども、そこまでは、細分化されたとしたら、ちょっと難しいか出せない。長野県内の数値が、どこまで出るか分からないと。そういう点、理解願いたいという意見なんですよ。
それ以上は出していなくて、R P S法で出すやつを、そのまま県の方へも出してくれと。それじゃ出さないよ、という意見ではないんですよ。だから協力する気はあるんだけど、ここまではちょっとできないということじゃないでしょうか。
そう理解すれば、別に大した問題ではない。できるだけやってくださいと。それで出したものについて、またある期間でちゃんと検討して、さらにもう少し。文書は、その計画書は、出してもらわなくちゃ。
- 黒沼委員 提出しなければいけないという。
- 川妻委員 提出はしてもらわなければいけません。
- 高木委員長 提出はするけど、その内容については特に規定されていないから、それ以上は。
- 黒沼委員 だけど39番は、消費者は努めなければいけない義務だけど、今までずっと私たちは供給源の電力会社を自由に選択できるわけではなかったんですよ。今後、やっぱり社会的な使命、社会的な貢献度というのは、非常に大きな任務を

背負っているわけですよ。CO₂をどれくらい・・・。

高木委員長

電力供給事業者がね。

黒沼委員

電力供給事業者が。その使命をできるだけ早く2010年までに、再生可能なエネルギーに転化できるような、そういう努力等を負っていただくということは、やはり私たち家庭の一人一人もそうですが、それ以上に求められているので、そういうことからすれば、やはり企業秘密というよりは、もう既に経済産業省に出しているということは、出せるような分野がはっきりしているわけですよ。ということは、やはり私はここは原案どおり、ぜひして欲しいと思いますが。

岡本委員

これは何だっけ。

資料3の18ページの60のところ、中部電力さんからの意見というのが出ていますよね。これを読むと、そんなに難しいことを言っていないじゃないですか。意見1、一番上の。再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表することに関しては、企業経営およびお客さまに影響を与える恐れがあることから。その後ですよ、希望は、「エネルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていただけるようお願いいたします」と書いてあるんだから、黙っていれば一括で書いたものを出してくださると、こういうふうに解釈すればいいんじゃないですか。

それでほかの企業さんでもしそのことを、一生懸命太陽光発電を、不利になるけれどもわが企業は再生可能エネルギーをやることを使命とした会社だから、太陽光発電で一生懸命やるんだと。「お客さんは、高くても買ってくれますか」という会社があったとすれば、これはむしろ積極的に、そのことを公表することは、企業の宣伝になるわけですよ。

だから中身がいいことをやっていけば、黙っていても人に言いたくなるし、そういうことが進んでいなければ、ちょっと伏せておきたいと、こういうことだと思います。ですから今のままで、一括とさせていただけるようお願いいたしますという方には、一括で出していただければいいと、こういうことだと思います。

そろそろ、議論をまとめていただきたいと思いますが。

高木委員長

いかがでしょうか。この辺で、私としてもまとめさせていただければと思うんですが、41の(2)のAからEの具体的な中身で、問題があるのかどうかをもう一度。

これはいつまでに。

事務局

明日中までに決めてもらわないと。

高木委員長

明日中ですか。

事務局

次の作業がありますから。

黒沼委員

じゃあ、委員長に一任します。

川妻委員 あまり細かなことは、多少修正しても趣旨がちゃんと合っていれば、役に立てば、1本になるんです。

高木委員長 意見番号60、具体的にはここはたぶん中電さんだと思いますが、この中電さんの意見、のところがきちんと、それが通る形になっていけば。

岡本委員 それ以上のことは、こっちから無理にやることはないです。

川妻委員 そうそう。合わせることはない。できるだけ協力してくださいということを。

高木委員長 そういうことですね。
19ページの意見 のところで、「長野県に特化した数値ではなくて、当社全体の数値とさせていただくようお願いします」。これはある程度しょうがないということは、皆さん納得されていますよね。
「導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整してください」と。目標年度は、向こうが決めるんだから、別にこれは問題はないですよ。だから1番の一括だけが問題になっている項目だと思うんですね。
だから一括だったらば、具体的には中部電力に対して、もしエネルギー種別源、種類毎には細分化すると出せないという意見1が残っているならば、一括でいいですよということを、事務局から言っていたらそれだけで済むかなと思うんですが。

川妻委員 ご協力願うけれども、やむを得ませんということで、今後ともよろしくということ。

高木委員長 そういうことですね。今後とも状況が変わったら、ぜひ出してくださいということは毎年お願いするとしても、一括でもいいですよ。

事務局 分かりました。レベルとすれば、県からというか検討会では一括でいいと。それで自主的に中を開示するのであれば、それはどうぞということによろしいというわけですね。

黒沼委員 そうだよ、それじゃおかしいよ。だって国では、もう分野別に出ているのに、国よりもっと再生可能エネルギーをつくりかえたいと言って長野モデルをつくっているのに、「じゃあ、国よりも低い水準でいいです」というのは、それはおかしいんじゃないかと私は思います。

事務局 たぶん国は複数の業者が入っているので、実際のことが分からないからいい。だから長野県も何社かまとまって出てきて、母体が分からなくなれば、たぶんいいんだと思うんですが。

黒沼委員 じゃあ、3社があればいいんじゃないでしょうか。

事務局 ただ、それがどうすればいいのかわからない問題あるので。今まで、という言い方をされていた部分で、だから今度どういうふうにかかってくるか

わからない。たぶん かもしれません。

黒沼委員 でも、ここはもう抜かしたんでしょう。

川妻委員 外したんだ。

高木委員長 10億kWhを外して。

黒沼委員 外したんでしょう。そうしたら。

上條委員 原則と例外を逆にすればいいんじゃないですか。原則は細分化で出してもらえと。やむを得ない場合には一括でいいですよと。

川妻委員 そうそう、一括でいいですよということですよ。原則はね。

高木委員長 それはたぶん皆さんの、多くの方の趣旨ではありますよね。細分化したものを出さなければいけないとなると、それは問題があるし、確かに橋爪さんがおっしゃっていることはよく分かるので、それはまずいと。出したくなければ、出さなくてもいいと。そういう言い方でどうですか。まだダメでしょうか。

橋爪委員 この後ろのほうをちょっと読んでいますよ。何かというと、この理由の中をちょっと読んでいますよ。それでいいかどうか、先ほど言ったR P S法とR P S法の対象の物質と、再生可能エネルギーの対象のところを、混同して解釈していないかどうかというのを、この理由のところをちょっと読んでみると、ほんとに言っている最初のとおりなのかどうか。ここの18ページのところの、理由というところを、ちょっと読んだ方がいいなと思って読んでいます。

今言ったような形で、一番上に書いてあるとおりなら、中電さんが言ったとおりだからいいんじゃないかということ、そのとおりなんだけど。こちらの方で、その理由のところを、R P S法絡みのところはちょっと書いてあるので。

川妻委員 これは、意見の違うところはありますよね。趣旨に反する。意見の違いがあっても、ここは具体的な要求がこうということであるから、意見は意見としてお伺いするという以上に。

諏訪委員 問題ないと思います。

川妻委員 R P S法の趣旨に反するものだというふうに考えますというなら、これはそういう論理は成り立たないですよ。

諏訪委員 定義の前提、細かい話で議論になってしまうかもしれないんですが、問題になるのは先ほどから申し上げている、バイオマス廃棄物の混焼だと思います。

バイオマス混焼比率をかけた後のバイオマスというものには、非常に議論が分かれるところで、いわゆるピュアバイオマスというようなペレットを使ったようなものとか、県産材とか地産地消のそういう草木類というもの以外の

ものも入ってきてしまっているかもしれない。

それをR P S法の解釈のまま、バイオマス比率をかけた先の数字で、バイオマスとして認めていくのかというところが、議論が分かれるというのは、これは私はよく分かります。だからその部分については、ちょっとかなり細かい話になってくるので、ここで議論するべきか、少しほかのところでは話をするべきかと分からないのですが。

高木委員長

もう、たぶん皆さんくたびれているし、こういったら失礼だけれど、この中部電力の文章を何回も読んだけど、何回読んでもよく分からない。非常に難しい文章なのか、私の頭が悪いのか。

それで一番簡単なのは、中部電力さんに「じゃあ、こういうふうにしたんだけど、それでいいですか」と聞いてちょうのが正解かなと。

橋爪委員

「このとおりでいいです」という話だったら、それでもう。

高木委員長

だったら、明日1日あればできますよね。

橋爪委員

これでいいと言え、私も反対する理由は全然ないんで。

岡本委員

確認ですね。

高木委員長

確認です。中部電力に対して、種別ごとに分かるのが原則ですが、いろいろな都合で一括としなければまずいということであれば、一括でいいという結論になったのですが、それだったらよろしいですかということをお願いして、それでよろしいとなったらそのままいくと。

川妻委員

「それでよろしい」という聞き方は、おかしいですよ。私たちは、こういうふう考えるので協力願うけれども、そのとおりでなくとも止むを得ません。向こうに同意を預けるというのはおかしいですよ。ご理解を願うのが原則です。

高木委員長

お分かりいただけたでしょうか。

橋爪委員

それが、上位ですか。

川妻委員

上位とか、上と下じゃないから。

高木委員長

だから、明日、中部電力に聞いていただくということで。

橋爪委員

いいですよ。この文面どおりの解釈でいきますけれどもいいですねという確認をするということは。

高木委員長

では、それで。

橋爪委員

あと種別については、それはもうお任せいたしますよ。いずれにしろ、それは。

諏訪委員 種別で、バイオマス比率というのは、すごい重要なポイントがある。バイオマス・・・。

黒沼委員 出して置いて。

諏訪委員 はい。ですから、付帯情報で、必ずバイオマスの定義を明らかにする。何なのかははっきり分かるような形にさせていただけたらと思います。

高木委員長 はい。それはもちろん我々も、長野県の豊かな森林資源を生かすというところで、バイオマスというのは最初から入っているわけですから、そのときにイメージしているのは、要するにごみに投入されるバイオマスはイメージしていないので、それは大丈夫でしょう。
もちろんそれを使う使わないは、会社の自由ですから。

橋爪委員 だけど、中部電力さんにしろ、何にしろ、長野県のバイオマスを使った発電なんて、今やっていないんでしょう。どこかでやっているんですけど。

高木委員長 長野市の組合で、バイオマス発電を始めています。

橋爪委員 それは。

高木委員長 そんなに大きくないから、販売するほどの量ではないけど。

橋爪委員 要は長野県にこだわる必要はないと思うし、だけど我々は逆に長野県にこだわらなければいけないと思うんですよ。中電さんについては、長野県にこだわる必要はないんだけど、我々は長野県にこだわらなければいけない。
何を言いたいかということ、長野県のバイオマスはやっぱり活用することをやらなければダメなんですということを言いたいわけです。

高木委員長 はい。よろしいでしょうか。

川妻委員 異議なし。

高木委員長 これで終わりです。

諏訪委員 グリーン電力証書は。

高木委員長 グリーン電力証書。そうかそうか。59番の意見ね。これはどう扱ったらいいんですか。

川妻委員 何番ですか。何ページ。

高木委員長 グリーン電力証書。A 3の18ページの59番です。さっきの中電さんの一つ上の。
これもさっきから何回も読んでいるんですが、書いている文章の意味がよく

分からなくて。

諏訪委員 グリーン電力は分かりますか。

高木委員長 グリーン電力は分かっている。

諏訪委員 グリーン電力証書は。

高木委員長 グリーン電力証書も分かっています。分かっていますよね、いいですよね。はい。

黒沼委員 クレジットの中にこれを。

高木委員長 だから、グリーン電力証書。

橋爪委員 これは、絶対間違えている。この意見というのはおかしいんじゃない。これは再生可能エネルギーとクレジットの話は、全然リンクしない話ですし、われわれの要求しているのは自主計画でしょ。RPS法だったら、オブリゲーションが発生するんで、クレジットがどうのこうのという話があるんだけど、今度は再生可能エネルギーになれば自主計画なんで、クレジットがどうのこうのって、これも文章が間違っている。混同しているんじゃないか。

諏訪委員 いや、恐らくクレジットというのは、文字通りの意味。つまり、クレジットそのまま。大学に行っている学生は単位を取るときにクレジット、単位というのはクレジットですけど、それは学生がある程度信頼性を得たということでクレジットを与える。そういう意味でもクレジット、広い意味では恐らく使っていっちゃると思って、再生可能エネルギー導入計画書というか、企業がそういった再生可能エネルギー導入というものをスキームの中に行うという考え方の中に、グリーン電力証書を認めてくださいという話で、これはあると思うんですね。

現在皆さん御承知のとおり、グリーン電力証書といのがようやくキックオフしてしまして、それに対する認証機構も、日本エネルギー研究所を中心として、しっかりした認証機構というのが発足しています。

ある意味で、非常に信頼性のおける社会性的な信頼性も高まったグリーン電力制度というものですので、これをもちろん東京都などにおいて認めているということで、それは非常に分かる話です。

ですから長野においても、いろいろなところで導入計画において何年までに何千kWh分の証書を購入して、1カ月の電力はすべてグリーン電力で賄いました。そういう話は、どんどんやっていっていい話だと思っています。

高木委員長 ちょっとよく分からないのは、ここの項目がさっきからずっと問題になっているエネルギー供給事業者のところを出ているわけですが、それはこれでいいんですか。

諏訪委員 ほかのところにも出ているんですけど。

高木委員長 　例えばエネルギーをたくさん使う企業が、事業者排出量削減計画書を作成するときに、再生可能エネルギーのクレジットをそこで使うというのは、私は分かるんですよ。

事務局 　。

諏訪委員 　　の中に出ています。意見番号27ページ、A4の資料3、6ページの県民意見27にも出ていますし、ほかの部分でも今、事務局の方がおっしゃったようなところで、いろいろなところに出ているというふうに　。

高木委員長 　再生可能エネルギーのクレジットの部分というのは、今何か最終報告書にクレジットという言葉を入れた方がいいという。

諏訪委員 　　いえ。言葉を入れるかどうかはともかく、例えば事業者排出量削減計画の中で、温室効果ガス排出抑制のための基本方針の部分で、例えば「我が社が再生可能エネルギー電力をそのまま設置すればいいんだけど、代替案としてグリーン電力証書を購入するという方法で目標を達成するようにいたします。」ですとか、それから「数値目標として2000何年までに何kWhのグリーン電力証書を購入します。」というような、そういう形にしたいということだろうと思います。

高木委員長 　それについては、問題ないでしょう。

橋爪委員 　それは問題がないんで、あれだね。ここは、RPS法のクレジットと全然違う話だったらいいということで。

諏訪委員 　はい。電力事業者に関するグリーン電力証書というのは、これはRPS法のことでは認められていない話で。

岡本委員 　39番のところで　　います。17ページのね。

川妻委員 　入れる項目が、ちょっと場所が違っていたかもしれない。

諏訪委員 　そうですね。場所が違ったんですね。

橋爪委員 　だったら、別にこれはいいんじゃないですか。これはもう、認めている話じゃないですか。

高木委員長 　じゃあいいですね。はい。それは問題ないということを確認したということによろしいですね。

川妻委員 　これはいいですね。

高木委員長 　6時になってしまいました。今日はそそくさと終わって、これで10回、説明会とも合わせると、この半年間に十何回も皆さんとお顔を合わせて、いろいろこのことを決めてきて、最後に名残りを惜しみながら終わりというのが、それ

どころじゃなくなってしまうと、バタバタになってしまいました。

たぶん私の進め方が、相変わらず悪くて非常に申し訳ないと思っています。これでたぶん、私たちに課せられた課題は、一応終わったと思っているんですが、事務局、それはそれでよろしいでしょうか。

木曾部長

先ほどの、ちょっと出た分が。

高木委員長

はい、はい。それは電話一本でということ。

じゃあ、最後で申し訳なかったのは十数回皆さんと顔を合わせていろいろとやってきて、非常に私自身勉強になりましたし、現状としてはある程度不満はもちろん皆さんあると思いますが、やむを得ないというか、精いっぱい皆さんに頑張っていたのかと思っております。そしてそのことについては、皆さんに対して深く感謝をしております。

ということで、私の議事の流れは終わってお返しします。

事務局

ありがとうございました。最後に資料4、先ほどから見ていただいておりますが、このような体裁で、今のところ26日ですが、環境審議会で予定されておりますので、建前ではございますけれども、そこに報告をさせていただくという形で、ご了承をいただきたいと思っております。

それで、検討していただいたことにつきましては、全部表外の注意書きとか書き直して、最終的には高木委員長さんにご覧いただいて、ご確認をいただくということでお願いしたいと思っております。

それから再度、再度の確認で申し訳ございませんが、これにつきましては、あくまでも要綱ということでございますので、このまま条例にはならないということでもよろしゅうございますね。

高木委員長

それは仕方ない。

事務局

一番最初のところで問題になりました、法律ですとか他の条例に委ねる部分というのが出てくるということをご認識をいただいた上で、なおかつこの検討会の、要は思い入れとかそういうものを、この中へ、要綱にも表すのだということで、元に戻ったような部分もございますので、その辺は大変申し訳ないんですが、あらためて確認をさせていただきました。

それと情報の提供でございますけれども、イメージ的には個々の会社毎にどのくらいというものをイメージをされているのでしょうか。私が勝手に判断してはいけないんですけれども。

高木委員長

削減計画書ですか。削減計画書に、会社名が入るかどうかというご質問です。

事務局

一番最初は、その概要を公表ということになっておりましたので、要は100社あれば100社のトータルというようなイメージもあったわけですが、それはおかしいというような話がございまして概要は取れたんですが、そうすると個々のものすべて、一社一社全部挙げていくのかということになりますと、先ほどの中電さんの話と同じような形が出てくるんですけれども。

橋爪委員

それは、私はそれでいいと思うんですけどね。一社一社発表するというのは、

自分の会社で発表するはずだから、どこが発表していますというぐらいのを出せば、私はそれでいいんじゃないかなと思います。

あくまでも、皆さん方に誤解してもらってはいけません。会社というのは事業所で変わっていくので、原単位をどういう形で削減するかという報告のあり方も、いろいろ各社全体をまとめるのは難しいと思うんです。むしろ「こういうところが発表しているので、どこのホームページ何なり、飛んで見てくださいよ。」ぐらいな話にしていかないと、削減計画が人員当たりで削減を計画しているとか、売上高で削減をしているところだとか、いろいろな方法が認められていますので、その方法をベースにしていますので、そうじゃないと難しいと思いますが。

上條委員

すみません。情報公開法とか長野県情報公開条例によると、そういう営業秘密について県が取得している情報を開示しないという場合がありますけれども、本県の場合にも公表をするということを前提に書いてある条例で出してもらうんだから、それは了解になると。

だからそれをどこまで出すかは、県の判断になるんでしょうけれど、それは生情報をそのまま出しても了解なんてことも前提でも、それ組まれていますので、それは全部出しても全然問題ないと。

事務局

目的外使用ではないと。

上條委員

ええ、目的外使用ではないと。もうそれは、「公表しますよ」ということを前提の情報提供ですから。

事務局

今考えていますのは、もし必要があれば事前にそういうことをどこかにお知らせするとか書くとか。

上條委員

今、個人情報とかそういうことはうるさい時代だから、公表することを前提に出してもらおうということは、やっぱり県でやった方がいいと思いますけどね。

高木委員長

実際にやって、会社で公表するからURLを書けばいいと、そのとおりかもしれないけど、極端に言えば、こんなことはないと思いますが、一瞬公開しておしまいということをやられないためにも、完全に会社にURLで済ませるのだとしたら、一定期間というのはちゃんと指示をして、「何月から何月までは公表してください」「何月から何月までは、ここで公表していますよ」というやり方をしないと、ここで公表したからといって、そこへ行ってみたら、そのページは現在削除されたとかという表示になってしまっていたらしょうがないので。

橋爪委員

そんなことはないと思いますので、これはもうそうだったら県がいただいたのを公表すればいいので、それはもう。

私は企業はちゃんと公表するので、むしろ集計をして、長野県はどうだというそういう面倒くさいことはやめて、できるだけ簡単にやるということだと思います。要は県でいろいろそれをまとめるとどうなるか。全体でさっき私が言ったのは、企業の削減計画というのはどういう形でというのは、いろいろ方法

が認められているので、「その方法で計画を立てますので、この方法で出してください」と言われてしまうと、今度手間がかかる。

県もそれをまとめるということになると手間がかかって、ぜひそれは理解してもらって、個々のところのものは出ていくということで、お願いをしたいということです。

高木委員長

ただ最終的に県としてはこのデータを使ったら、出てきた会社全体でどのくらいの削減ができたのかというのが分からなければ意味がないわけですから、それはわかる形で指示をしていただければいいということですね。

橋爪委員

いや、それは全体出たら分からないと思いますよ。いや、まとめ方が違うから分からないと言っているんで、だから削減をするときに100人当たりの消費量を減らすという削減計画を出すところもあるわけです。売上金額全部総量でとか、いろいろな方法が認められているので、その方法が全然違う方法じゃいけないという形で、今の省エネ法の削減計画合わせてもらいたいという話をしています。

そうすると、県がそれをまとめるというときに、それぞれ単位が違うので簡単にはまとめられないという話をしているんです。「それは理解をしてください」といういうことを、今言ったことにならないということを理解してもらいたいということです

高木委員長

だけど例えば従業員1人当たり、100人当たりとか、売り上げいくら当たりというのがあっても、別途売上高とか従業員数というのは出てくるだろうから。大変ですけどね。

橋爪委員

だから、そういうことを県にいろいろやってもらったって、私はしょうがないと思うから、むしろ個別の企業がちゃんとやっているのを見た方が重要だと思うんですよ。県の事務を、私は減らした方がいいと思います。それは、企業だったら翌年2年目からは実績と計画が出てくるわけなので、そういうふうな形で出してもらおうということでもいいんじゃないですかね。

高木委員長

だけどそうすると、県全体の中の捕捉率も全部わからなくなってしまいますよね。今の橋爪さんの意見だと、一日目から言っている、長野県の事業所が出しているエネルギーから出ている温室効果ガスのうちの、何割捕捉したかがわからない状況に置いていたら意味がないでしょう。

木曾部長

今、条例のできる趣旨として説明しておりますのは、今の化石燃料を基にしたCO₂の排出量では業界毎とか、そういう大括りでは分かるんですが、どこの企業がいつどのくらい出しているということが分からないので、そこにちゃんと色分けができて、削減率がおおよそこういう部分で減らしていきますということが明らかになっていきますということを、ある程度言っていますので、その辺は県の立場になると、ある程度の資料を基に、できる限りの分かる範囲を求めて、じゃあ去年と比べてどのくらい削減率が上がったかということを出していかないと、ちょっとつくった意味はどこにあるかというふうに取り忘れてしまいますので、ほんとに全部分かるかという話になるとちょっと難しいですが、できる限りの統計数字を出して2010年目がけて、全体は分かりません

けれど、この部分ではこの程度の削減が図られていますということを出さないと、条例のつくった意味が何なのかということと言われた場合に、ちょっと困ってしまうというようなところがあります。

橋爪委員

また、元に戻ってしまうんですけれども、最初に省エネ改正法でやっているところ、出し方について、どういう出し方まで認められているのかということ、どうもみんな認識が違っているなと思っています。

それを「こういうふうに出せ」と言えば、こっち側にこう出して、また違う方法で出せという意見は、とても煩雑になっていやだという、そういう話になるので、その省エネ法に基づいた出し方にしてほしいという形で出すという前提になっているので、そこら辺のところはぜひ理解をしてほしい。

それで県がどう加工しようか、私はあまりやっても大変なことなんで、企業だけやるというと、企業だけじゃなくて全部ほかのやつもやってくださいと、今度企業側からは出ますから、そんなことまでいろいろやるというのは大変なことだと私は思うんで、そのために事務量が多くなるなどが、むしろ企業は個別で達成しているのはどうだったとか、簡単にまとめるときにはできるだけ簡単にまとめるようなことをやってもらった方が、私はいいと思います。

事務局

それでは最後に木曾生活環境部長から、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

木曾部長

時間も押しているので、あまり長くならないようにしたいと思います。

大雪で足元の悪い中、ほんとに最後ということで10回目、ご苦労さまでございました。説明会が14回ということで、都合24回のいろいろな集まりの中で熱心にご討議いただきまして、大変ありがとうございました。

もう、話の中で出ています公表、勧告を行うに当たっての捕捉率の問題とか、いろいろの問題が出てきております。いろいろの部分を見据えたうえで、今回の要綱ということだと思います。そういう意味では、子供の話にたとえてしまいますと、小さく産んで大きく育てるというようなところがあるのかなと。小さく産んだ子でも、かなり個性のある子供ではないかというふうに思っております。それを今後ですね、条例の中にもそういうシステムがうたわれておりますので、皆様方の今後のご協力も得ながら、ご支援を得ながらですね、しっかりした大きな子供に育てて行きたいというふうに考えておるところでございます。

議会でも、もうそろそろこの話についてだいぶ話が、質問も出てきております。産めなくてはですね、元が始まらないと考えておりましたので、今日の議論を踏まえた上で、申しましたように、法規審査と十分詰めた上で立派な条例にしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いたします。

大変長い間ありがとうございました。

(議事録中の 部分は確認できなかった部分です。)